

平成28年第2回定例会

一宮町議会会議録

平成28年6月24日 開会

平成28年6月24日 閉会

一宮町議会

平成28年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月24日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の所信表明	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
一般質問	12
志田延子君	13
藤乗一由君	16
鵜沢清永君	30
小安博之君	31
鵜野澤一夫君	34
藤井幸恵君	39
渡邊美枝子君	50
畑場博敏君	59
袴田忍君	75
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	84

承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
報告第 1 号の上程、説明、質疑	88
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	94
日程の追加	95
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
閉会の宣告	98
署名議員	99

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 24 日 （ 金 ）

平成28年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成28年6月24日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
まちづくり 推進課長	小柳一郎	税務住民課長	秦和範
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	塩田健
保育所長	岡澤利江	教育課長	渡邊幸男
農業委員会 事務局長	小関秀一	選挙管理委員会 書記長	大場雅彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の所信表明
日程第五	請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関

する請願書

- 日程第六 請願第 2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採
択に関する請願書
- 日程第七 一般質問
- 日程第八 承認第 1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認
を求めることについて
- 日程第九 承認第 2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の
専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十 承認第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることにつ
いて
- 日程第十一 承認第 4号 一宮町市街地集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十二 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十三 議案第 1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定につい
て
- 日程第十四 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第十五 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第十六 発議第 2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

梅雨空のうっとうしい季節であります。早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

本定例会から、クールビズ期間中は地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開催いたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

続いて、傍聴者の皆様をお願いを申し上げます。

これから定例会を開会してまいります。傍聴席入り口の廊下側に傍聴される方の注意事項を掲示してございます。傍聴される方は、私語を慎み静粛にすることや、議事の妨害となるような行為はしないことなど、注意点が幾つかございます。また、録音、写真撮影は、報道関係者など特別に許可をいただいた方以外はできません。これらに違反した場合は退場していただくこととなりますので、初めにご注意を申し上げます。

ただいまから平成28年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の所信表明を初めとして、請願2件、専決処分の承認4件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、補正予算1件、諮問案1件であります。

また、一般質問は9名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日といたしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦勞さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

11番、志田延子君、12番、秦 重悦君、以上、兩名をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、定例監査報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

◎町長の所信表明

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の所信表明を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり所信表明を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） おはようございます。馬淵昌也でございます。

では、ただいまより平成28年度の所信表明を皆様に差し上げさせていただきたいと思えます。

皆様おはようございます。

本日ここに、平成28年第2回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにご苦労さまでございます。新任町長として所信表明をさせていただきます。

現在、私が見るところでは、町政の課題は多々ありますが、その中で、本質的な問題として解決を図るべきものは、以下の各点が挙げられると考えます。

①、現場主義に徹すること。

私は、町長を初め、行政の回路そのものが、全体として現在よりもさらに現場に密着していく必要があると考えます。関係者が全員で現場を見て、当事者からの話を聞いて、それを前提に解決策を考えることが、どういう問題であろうとも、最もよい解決法に至ることは明らかです。それが緩むと、何らかの解決法を講じたとしても、必ずしも多くの方々の心に添うものとなりません。一宮町は幸いにも23平方キロ、1万2,500人の人口といったコンパクトなサイズの町ですので、行政のトップである町長を含めた行政サイドが、常に現場に身を置き、そこから考えていくことが可能です。そうした姿勢を貫き通すことを、まず目標としていきたいと考えます。

②、できるだけ多くの方々に早い段階からプランニングに参加していただくこと。

現場主義とも関連することですが、今後新たな施策を展開するときには、早い段階から、議会の皆様を初め、広範な住民の方々に議論に加わっていただき、ともによい当初案をまとめていく形をとりたいと考えます。

従来形では、当初、諮問委員会的なものをつくって、そこで議論を重ね、その答申に基づき当局が案をまとめ、前後して住民説明会、議会への提案という形で進んでいました。この形は、従来の行政が行う意見集約の形として標準的なもので、その合法性に疑いはありません。しかし、当初案をまとめるまでに参加する住民の数はかなり限られ、議会議員の方々

も最終段階で初めて関与が生ずる仕組みです。これを改め、当初案の作成時から、情報の一層の公開に努め、広範な住民と議会議員各位の素案策定への参加をお願いすることとしていきたいと考えます。そうしてこそ、より多くの住民の皆様のニーズに即した施策になると考えます。

③、町の事業者、住民、町当局にとって直接的に財政的潤いをもたらす戦略をとっていくこと。

従来、町ではさまざまなイベントや催し物が行われていますが、その主たる目的を、外からの来訪者が楽しく過ごすことができる、ということに置いてきたかと思います。私はこれに加えて、そのイベントや催しで、どのような潤い、特に経済的利益が、町の事業者、住民、ひいては行政にもたらされるかということを常に念頭に置いて、それを最大にする戦略をとっていきたいと考えます。また、各種の新たな政策をとっていくためには、町当局の自主財源をふやすことは必要不可欠です。系統的に税収増加策を行っていきたいと考えます。

以上の3つを基本的な柱として、行政をリードしていきたいと考えます。

次に、より具体的に言えば、私は、行政の中心的な任務は、インフラストラクチャー、福祉、教育の各面で、最も良質なものを広範な方々に差し上げていくことだと考えています。

インフラには、日常的な便益の部分と、非常時の防災の部分とが含まれます。日常的便益の部分では、一宮町の道路行政は、さらに体系的・系統的に再編成すべき点多々ありますので、それを念頭に置いて努力をしております。特に、自動車のスムーズな運行と、歩行者の安全確保のための車と歩行者の分離などを目指し、長期的に取り組んでいきたいと思っております。

また、非常時の防災に関しては、海岸部から内陸部への避難路の確保、整備を進めます。特に、グリーンラインの延伸は、圏央道との接続の改善や、町内通過の大型車両のバイパス回路、あるいは災害時の避難道路としても大変重要ですので、全力で取り組んでまいりたいと考えます。

下水道関係も、体系性において大いに改善の余地がありますので、総合的プランの作成を図っていきます。

鉄道は、町の直接的所管ではありませんが、その利便性の維持向上は、一宮町にとって死活問題です。JRとの協力関係を強化し、その利便性が決して失われないように、各種施策を行っていくとともに、東口設置、踏切拡幅といった積年の課題に対しても突破口を開いていきます。

海岸の劣化については、養浜中心に対応していきませんが、海岸侵食は世界各地で報告されている問題なので、国際的な連携なども強化し、とるべき対策を慎重に見定めていきたいと思えます。一方で、サーフィンでの海岸の日常的利用を念頭に、海岸周辺部の利用諸条件の向上を図っていきます。

なお、防災については、特に重要なこととして認識し、避難道路以外に一時避難所の確保、飲料水、食料、防寒具の確保など、現状をよく確認し、向上を図ります。

続いて、福祉関係ですが、高齢者の方々を中心に、具体的ニーズが強く挙げられています。現在の新にこここサービスの利便性を失わずに、買い物、通院のための巡回バスを運行させることを要望する方が大変多くおられます。各方面の要素をよく検討して、最もすぐれた形の交通手段を差し上げることを目指します。

また、多くのご年配の方々が、日常的に集うところが欲しいとも強く要望しておられます。これもさまざまな方法を考案して、最も簡便で実質的な形を差し上げたいと考えております。

さらに、教育関係では、今後の日本の教育改革の方向性を見定めた上で、生徒・児童の自発性、自主性、協働性を重んずる教育への転換を図っていきたいと考えております。しかし、教育行政は直接的に町長の管轄下にはありませんので、教育長、教育委員会と緊密に連携しながら、教育の質及び学力の向上を図っていきます。

生徒・児童の方々の通学路の安全確保は、多くの町の方々から強く要望が寄せられております。現行の通学路の安全性を再確認するとともに、防犯にもよく気を配った上で、最も安全な通学路へと誘導していきます。

一宮商業高校は県立学校ですので、町の所管ではありませんが、その存在は一宮町にとって非常に重要です。その維持、増進のために、できる限りの協力をしていきたいと考えております。

以上は、各方面について、私が町の多くの方々とお話しさせていただき、最もニーズが大きかった項目についての基本的な考え方を述べた次第ですが、それ以外にも具体的な必要を踏まえて、きめ細かく対応をしていきたいと考えています。

さて、ここに列挙した諸項目を実行していくためには、基本方針の中でも述べましたが、従来以上に原資が必要です。そのためには、各種補助金を貪欲にとっていくことが何より必要です。的確に情報を集め対応していきます。そしてさらに言えば、町の事業者の方々の収入がふえ、また、町の税収がふえていかななくてはなりません。経済力のないところには何も始まりません。そこで、以下のような各種戦略をとっていきます。

農業・商工業各方面にわたって、観光を軸とした増収のための戦略をとります。農業については、栽培品目によって経営様態に大きな違いがありますので、それを踏まえた上で、現場の声を十分とり入れ、農業団体との連携の上で戦略を策定します。商業については、玉前神社から国道付近の伝統的商店街、また、海岸の県道沿いのモダンなサーフショップ、レストラン街という、対照的な2つのエリアがあるので、それぞれに特徴を伸ばして観光客による消費をふやしていく手だてを講じます。

海岸・里山の整備、文化財の保護、活用なども組み合わせて、観光客の来訪数、消費額ともに増加させることを図ります。上でも述べましたが、イベント、催し物も、町の事業者の方々の収入増を必ず絡めて実施していきます。

町税の増加については、新規住民の系統的誘致、会社の本社の一宮町登記への誘導などの諸策を組み合わせて考えていきます。

以上のような諸方針を系統的・計画的に組み合わせていくことで、現在よりも経済的に活気があり、また、各方面にわたってサービスレベルの高い町をつくることを目指します。まちづくりは、家を建てることにも似て、一步一步進むもので、直ちに全ての結果が出るものではありませんが、中期的・長期的な将来を見据えた上で、確実に短期的戦略をつなげて成果を上げていきたいと思えます。

町民の皆様、また議会の皆様には、チェック役、かつパートナーとして、厳しくまた暖かく、お力添えを賜れることを期待しております。

以上でございました。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の所信表明を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 鵜野澤です。

それでは、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤 晟。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

請願事項。

平成29（2017）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24（2012）年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地

方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 請願第2号 「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見

書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤 晟。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

請願事項。

平成29（2017）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」を、貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

特に、平成28（2016）年度では、子どもたちの豊かな学びを支援するために、町費負担教職員を継続配置することや一宮こども園整備事業など子育て環境の整備、一宮小学校グラウンド改善検討事業などを予算に盛り込んでいただき、本当にありがとうございました。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だに厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成29（2017）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること

5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条に

より、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることはできませんので、念のため申し添えます。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしくお願いいたします。

まずは、質問に入る前に馬淵町長、ご就任おめでとうございます。

6月の広報の挨拶の中で、行政の施策のチェックをスローガンに書いてあり、実際の施策を立案・実行するのが役場と書いてあり、執行部であるとお書きになっておられました。お互いに切磋琢磨して、町のために頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

一般質問は2点ございますが、議長、一問一答でよろしくお願いいたします。

それでは、まず第1です。歴史・文化基本構想について。

歴史や文化を活用して総合的にまちづくりに資することを目的としておりますが、10年ほど前から、これを観光資源として町の活性化を図る幅広い構想となっております。町は、歴史・文化ともにすばらしい価値あるものが多くあるが、活用されていない現状でございます。歴史・文化基本構想策定についての考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 志田議員のご質問にお答え申し上げます。

歴史・文化基本構想と申しますのは、地域に存在する文化財、これは指定されたもの、あるいは未指定のものもございしますが、この両者に、全てに幅広くこれを捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存、活用するための構想であります。地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるというものでございます。

これは、平成19年に提唱されましたもので、平成20年度から平成23年度までの3カ年にわ

たり、全国20地域、市町村でいいますと23市町村においてモデル事業が実施されました。残念ながら平成28年4月現在、千葉県内ではこの構想の策定を終了した市町村はございません。

一宮町には、古い歴史やすばらしい文化があり、それをなかなか活用できていない現状もございます。この基本構想は、文化財保護という面だけではなく、観光やまちづくりの視点からも考えることができるため、地方創生等も視野に入れていかななくてはならないものと考えております。今後、各部局と相談の上、近隣市町村の策定の動向を注視しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 再質問ではございませんが、要望等も含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

心強い答弁本当にありがとうございました。この歴史・文化基本構想は教育課だけでなし得るものではございませんので、ぜひこれから先、5年、50年、100年、それ以上の一宮町のあり方の基本構想の考えでもございます。まずは、若手の職員の中から、教育課の学芸員を中心にして、関心のある職員たち、本当に一宮町のこういうものにとっても思いを持っている職員たちを集めて、ぜひプロジェクトチームのようなものをつくっていただけたらありがたいなということと、それから、今現在私たちのほうで東上総文化遺産総合活性化事業をいろいろやっております、これもさまざまなものの中から成果がございまして、現在一宮町には国の文化財に登録されているのは一宮館の芥川荘だけなんです。国のほうの文化財として。

それが、今年度2月4日に文化庁のほうから玉前神社の前の赤七屋というかき氷屋さん、通称にんべんさんと言っているんですけども、そこと、それから私たちNPOが運営している寿屋本家と、それから東浪見の昔は通称かねじめさんと言っていたんですけども、総聖さんという造り酒屋さんなんかと、その3つを文化庁のほうから、一応申請しましたら、見に来てくださったんです。

もしこれが可能で登録されれば、この1万2,500人ぐらいの、この町に4つの登録文化財ができるということも、これも非常に観光に資するものだと思いますので、ぜひそういうようなものも含めて、頑張っている人たちもおりますので、プロジェクトチームをつくって、特にこの審議委員になっている池邊このみ先生という方が、一宮町の都市計画マスタープラ

ンの座長さんだったんですね。一宮はとてもすばらしいし、今千葉県じゃどこもやっていないから、ぜひ一宮が先頭を切ってやっていただけたらというようなこともおっしゃってくださっていますので、ぜひかなえていただきたいと思いますから、要望としてお願いいたします。よろしく申し上げます。

では、次に2点目ですね。一宮保育所移設後の跡地利用について。

町には歴史的資料を保存活用する資料館のような施設がございません。近隣の市町村に文化財が流出している現状でございます。住民から資料館のような施設が欲しいという声が多々ございます。

それと、市街地の3区、4区、5区、6区、7区の5地区には集会所がございません。今回も、市街地の更地になって返したことが、昔はそこが集会所として使われていたんですが、今は何もなくなってしまったので、この点も考えて、世代間交流の場所とか資料館として活用する考えがあるかどうかを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、一宮保育所の跡地利用についてお答えいたします。

総務課では、極力費用をかけず、地域住民や各種団体に現状のまま利用していただきたいと思っております。

管理の面からいっても、現在の東浪見コミュニティセンターのように、予約制により使用できる形が望ましいのではないかと考えておりますが、利用につきましては、今後町民から意見募集を行った上で、方向性を見つけていきたいと思っております。いろいろな希望が出てくるのが予想されますが、特定の団体に貸し付けるというようなことは、現状では考えておりません。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

一時は更地にして売却をというような声もあったというように伺っており、心配しておりましたが、これは保育所としては耐震診断もクリアして、それから水道設備も補修されて、本当に施設がちゃんとしておりますので、住民の意見をお聞きになって有効利用をぜひお考えになっていただきたいと思います。

特に、町民から寄贈された文化財を公開というか、見るものがしまっているんですね。公

開する場所がないので。ぜひそういうような場所にも使っていただければと思っておりますので、本当にたくさんの、今回も加納久徴さんのあれが広報に載っておりますが、あちらのほうのものもたくさんございまして、本当に宝がたくさんございますので、そのような形でもって、ぜひそういった制度にさせていただけたら、また、それに関しては郷土史研究会とか大正・昭和の一宮を語る会の方たちとか、私たちのNPOとか、いろいろな方たちができればお手伝いしてくださるといこともお伺いしておりますので、ぜひその点のほうもお含みおきいただいて、お願いしたいと思っております。

以上、要望でお願いいたします。では、ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） 次に、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗でございます。

議長、何点かございますので、一部分けて、順を追って進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○7番（藤乗一由君） それでは、1点目、保育整備計画に関する内容についてお伺いいたします。質問項目としては、保育所総合計画の中で、一宮保育所移転に関して、以下の5点についてお伺いしたいと思います。

①、用地整備にかかわる経費の内容について。これまで完結あるいは今後検討している全体の経費について挙げていただきたいと思います。

②、保育所の安全管理・危機管理。それとそれにかかわる運営に関して。これは、行政側の視点についてお伺いしたいと思います。

③、計画に関する町民からの意見収集についてですが、これは馬淵町長のお考えについてお伺いしたいと思います。

④、この計画の進捗状況と今後の方針についてお伺いします。

⑤、全体の今後の方向性について。これをお伺いしたいと思います。私としましては、これまで民営化の考え方、取り組み、誘致にかかわる事柄について、問題点として挙げてきたこともございますので、それらにかかわる部分としてお伺いしたいと思います。

②、について、ちょっとご説明させていただきます。

安全管理・危機管理という中で、幾つかありますが、一つは交通の安全に関してという、通園路の安全、そうした問題ですが、これは以前から申し上げている部分でもありますが、通園の車が通ると考えられる中学校、商業高校、玉前神社の裏側から抜ける道路関係ですけれども、こうしたところの安全、これは小中高校生の通学にもかかわるという部分でございますので。もう一つは千両組合側のほうを抜ける国道からセブンイレブンを抜けて、県営住宅前から千両組合側を抜けて県道に出るというルートが考えられますが、この2つについて、通園されるお子さんとお母さん、保護者の方だけでなく、小中高校生の安全、住民の方というところを配慮したものであるべきと、これを並行して進めていくべきということは申し上げておりました。この交通の安全に関して、具体的なものが出されておられません。けれども、沿道沿いの方からは、近ごろ特に交通量が多くなって心配だ、そういう声もお伺いしております。

以前の答弁の中では、通学時間と通園時間帯には、ずれがあるから大丈夫なんだという見解も示されておりましたが、それだけで片づけるというのは、行政としては少々無責任というように思われます。

もう一つとしましては、園庭のほうの設計の問題ですが、12月にプレゼンがございまして、どろんこ会ということで契約がなったということですが、その当初から園庭に築山を設けて、樹木も多く配置してというような設計があると、考え方ですというお話を伺っております。4月の説明会でも同様でした。一見、園としては魅力的なようですが、子供たちの安全、危機管理という面では、死角も多くブラインドがあって問題発生の対策についてどうなのかということ、非常に私としては危惧しております。4月の説明会の段階では、変わらない設計の図面が提示されていたようですが、これについて園庭の設計変更も視野に入れておくべきだと、私としては思います。

これに対して、町側としましては、事業者とどのようなやりとりをした上で、現在のようない計画をしているのか。私が申し上げるような問題点、ブラインドが多いということで、けがや事故、そういったことを予見して、あらかじめ設計上に意見をしなかったのかどうかというところが、私としては心配しておりました点です。園児の安全管理なので行政側のほうで、そうした点への指摘というようなことをした上で、話し合いをしてこなかったのかどうかというところが、行政側にもし無いようであれば問題ありとされてしまうということも今後考えられます。

そうした面で、安全管理についてどのようにされてきたのかということ、それからどのような方針でいるのかということが、主としてお伺いしたいところです。

以上、1点目の保育所整備に関してお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

どちらが先ですか。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） お答えいたします。

1、2、3、4、5とございますが、私町長の立場で3と5のところにかかわることをお答えさせていただきます。

一宮保育所の施設整備問題につきましては、私は既にみずからの考えを公表させていただいております。つまり、責任者の立場につきましては——ここでの責任者と申しますのは町長といったことが念頭にございますけれども、戻れる段階なのかどうか否かを精査し、戻れる段階であれば、住民の皆様に行行案を推進するか、撤回するかについての意向調査を行った上で、議会に諮って決定するというところでございます。

一方、既に戻れない段階であれば、現行案を失敗しないように進めるということでございます。これが私のこれまでの個人的な考えでございます。

現在、町長の立場についてから調べてみますと、全体として手続上の問題など、改善すべき部分は確かにあったと判断いたします。しかし、現行案につきましては、議会はそうした点に関する問題提起を踏まえた上で、最終的に承認を与えておられます。大きな問題は、ほぼ全て議会による承認を経ておりまして、その手続上の正当性に問題はないと判断をいたしました。したがって、現在の私といたしましては、現行案を進めて、失敗のないように誘導していくというのが、暫定的な基本姿勢であります。

しかし、私は新たに責任者となったものでございますので、当該問題についていまだ十分に全ての領域について精査を行えていません。今後、一月程度の時間を費やし、全ての問題について自分なりの認識を確立した上で、最終的な態度を決定いたしたいと考えています。もし、その過程で、何らかの重大な問題を発見した場合には、速やかに議会、そして住民に諮って、最終的な対応を決めたいと考えています。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 私のほうからは、藤乗議員の1点目、2点目、4点目につい

てお答えをいたします。

まず1点目の用地整備に係る経費の内容についてでございます。

用地買収費、8,302平米について5,510万5,457円、測量・設計業務委託料842万4,000円、埋蔵文化財関係費用、確認調査委託費255万7,440円、発掘調査委託費1,108万9,440円、整理・報告書刊行委託費、これは今回の6月補正に計上してございますが、549万8,280円、造成工事2,023万560円、進入路排水整備工事858万円、看板設置工事65万円、以上、合計で1億1,213万5,177円の経費がかかっております。

続きまして、2点目の安全管理・危機管理と運営に関してでございます。

藤乗議員から1つ目の交通に関してということでございますが、町は昨年12月、議会からのご意見に基づき、町内の道路整備についてプロジェクトチームを昨年度設置し、現在検討を進めております。ご指摘の県営住宅前の道路も含め、県道南総一宮線、本給から中学校への道を中心に整備内容を検討する予定ですが、オリンピック誘致の結果次第では状況が大きく変わるため、より具体的に検討を行うのは、夏ごろからの見込みでございます。

2つ目の園庭の設計でございますが、どろんこ会は事業者選定の際に添付資料として、現在のものに近い形の園庭概要図を提出しております。それも含めて、有識者等から構成される選考委員会にて評価、選定しております。築山の山頂には必ず職員を配置し、死角をなくす決まりとなっているなど、安全対策を聞いておりますので、職員の配置も各園基準よりも多く配置しているどろんこ会でありますので、三者協議会内で保育内容が固まり、園庭の使い方が決まりましたら、それについての安全対策を話し合い、事故のないよう対策いたします。

駐車場に関しましては、職員駐車場は近接に別途用意したいと申し出を受けておりますので、現在設計されている30台は保護者用駐車場になります。用地は広大であり、多くの駐車場をつくっても十分な園庭・園舎はつくれますが、年間1日のために100台を超える大きな駐車場をつくり、毎日使う園庭を狭めるよりも、もっと魅力的な園庭をつくりたいという法人の意見も理にかなったものでございます。その件も、三者協議会で話に出ておりますので、運動会の開催場所について話し合いを進めてまいります。

4点目の進捗状況でございます。

まず、待山地区の用地整備関係についてですが、平成27年度事業繰越事業である用地造成工事は遅滞なく順調に進み、今月末に完成いたします。あわせて行われました埋蔵文化財発掘調査も5月25日に完了し、弥生時代から古墳時代中期末にかけての土器等を含む住居跡7

件等が検出されました。この結果、スケジュールの進行を妨げるものはなく、用地整備は8月の園舎建築工事着工へ向けて順調に進んでおります。これから、この発掘調査の結果を報告書として、整理、編集する作業を行います。

4月16日に、第1回の一宮保育所住民説明会を行いました。64組97の方が参加したこの説明会では、造成工事や進入路整備、安全対策についての説明を町が行い、保育内容と園舎の概要をどろんこ会が説明いたしました。法人に対して学童保育実施検討や植樹による自然環境の回復、騒音への対策、地域連携等の要望が参加者から寄せられ、町へは進入路への信号機設置要望等が寄せられました。保護者から保育内容に関する質問も多く上がり、期待の大きさが見て伺えました。説明会でいただいた要望を今後も町とどろんこ会で協議し、かなえられるよう進めてまいります。

次は7月2日に説明会を予定しており、これは園舎建築工事着工前の最終案を、地域住民や保護者の方に対して説明する場となります。

最後に開園準備でございますが、町と法人の間で締結しました移管及び運営に関する協定書に基づき、ソフト面における準備も進めております。三者協議会は、6月8日に第1回を開催し、どろんこ会から町、保護者へ保育内容の案が提出されました。これについて委員が、一宮保育所保護者に対しアンケート調査を行い、次回の協議会でその結果に基づく保護者からの要望を協議してまいります。

また、どろんこ会は職員採用活動も積極的に行っており、5月末時点で予定数の約半数の職員へ内定を出したと報告を受けております。今後も、月1回程度の面接会を予定し、職員確保も順調に進んでおります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） お答えいただきましたけれども、用地の8,000平米という設定が、これまでの、それ以前の用地何件かございましたが、それに比較しても最も大きい部類になるわけです。もともと170名という定員をカバーするということを前提にして、もちろん園庭、駐車場、これらを全て含めてということですが、設定されたものであるにもかかわらず、これを園庭を拡大にとって、しかも花壇をつくったり築山をつくったりというような形ですので、通常の園庭と同じようには使えないと。しかも駐車場が非常に狭いというのは、ちょっと進め方としておかしいのではないかなと、そこの点についても非常に疑問に思うところです。

ただ、現在のところ、この計画がそのまま進められることを前提とした場合の問題点として、今挙げさせていただきましても、事業者側の安全管理・危機管理についての姿勢というのを、事務局側との話の中であったということはわかりますが、行政側としては、本来、保育所での園児たちの安全管理などの面で、極力不安を残さないような事前の対策に配慮して、移設事業を進めさせるべきものだと思います。

例えば、園庭の設計などについては、職員の配置など、けがや問題の発生に対処するということがありますけれども、そういう形で対処するというよりも、事前に極力死角をなくすというような設計を検討させるということのほうが、むしろ重要だったのではないかなと思います。今後、三者協議会等で話し合いをするというお答えをいただきましたので、そうした面も含めて検討させるようにしていただきたいなというふうに思います。

町側としても、そうした子供たちへの安全管理ということについて、事業者側の設計の趣旨、これも含まれた上で、問題の芽を摘んでいくというような対応、対策、進めていくほうが望ましいと思います。それでなければ、三者協議会ということで進めていただいても、問題発生後にさらに検討するというような事態も想定されてしまいます。今後、こうした点への配慮を望みます。これについてどのように考えるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の再質問でございますが、安全管理・危機管理については、事業者公募要件やプレゼンテーションの中でも、事業者へ十分な対応を心がけるよう指導してまいりましたが、数多く手がけている事業者の中でも、一宮こども園の170人の施設は最大規模の施設となります。開設に向けて、具体的な運営面については、今後事業者、そして保護者、そして町によります三者協議会で意見を伺うことになり、その中からも保護者からの安全面、危機管理面の要望も出てくると思いますが、運営委託者となる行政としては、事業者が安全管理・危機管理で想定していない不測の事態が発生する可能性も十分あると想定して、児童を預ける保護者とともに、施設内、施設外に対する安全対策・危機管理について、事業者と今後とも十分な協議、指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今のいただいたことに関連しまして、通常の保育所は園庭は全てフラットでやっているわけですので、そうした部分をうまく設置していただければ、仮に駐車場

も30台ということであっても、臨時に拡張するとか、必要なときに広く使えるということが出来るわけだと思います。

通常そういうフラットな設計でつくっている。そういう意味とそういう視点から見た設計に対しての意見、そうしたものについて専門家の方から、現時点で保育所を町で運営しているわけですから、どのようなことが想定されるかというところを、具体的にきちんと話し合いされるということが必要だと思います。そうした中で、人の配置のシミュレーションとか、そうしたことも確認していただきたいと思います。

町側としては、選定した望ましい事業者ということで採用していることだと思いますが、ただ一方で厳しい目を見て、安全管理・危機管理ということをきっちりやっていたらいいように、そして正しい方向に行くようにサポートしていただかないといけませんので、行政が事業者の、あたかもファンであるかのような立場になってはいけないと思います。その点をよろしく願いいたします。

それでは、2点目につきましてお伺いいたします。

役場の業務における事務手続の扱いに関してお伺いいたします。

これは、昨年のウミガメ会議関連事業に関して、補助金申請手続、こうしたものが不備ではないかということで、私のほうで指摘させていただいたことに関連しております。

①、昨年のウミガメ会議やウミガメ関連事業に関して、補助金申請手続などの書類が不備であるにもかかわらず処理を進めていたが、これについて、このようなことは今後ないように努力しますという回答をいただいておりますが、再発を防ぐためにどのような対策をしているのかということです。その内容について、やはり町民にとって不明朗であるということになってしまいますので、対策についてお伺いします。

②、こうした手続上や各種の役場の業務上の問題の再発を防ぐために、職員が情報を共有して、改善策を積極的に提案し合えるような仕組みづくりを進めることが、より改善に向かうものだと思いますが、これについてどのように考え、今後どのように対処していくという考えなのかという点についてお伺いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは2点目のウミガメ会議やウミガメ関連事業に関してお答えいたします。

イベントの開催決定時期によって、やむを得ず申請手続までに詳細な書類を補完したもの

でございますが、これは事業の実施に当たって、必要に応じ弾力的な運用を図ったものでございますが、書類不備のまま進めたことにつきましては、拙速であり問題があったことから、改めて反省するものでございます。

また、今後の対策ということでございますが、具体的な対策というものは現在ございませんが、事業に対する説明責任がさらに重要視されることから、今後はコンプライアンスを重視した対応をとってまいることといたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 職員が情報を共有し、改善策を積極的に提案し合えるような仕組みづくりを進めるべきというご指摘を受けました。役場では各課においてさまざまな業務を行っており、管理職でも一度も携わったことのない仕事に対して、質問はできるかもしれませんが、改善策を言えといってもなかなか言える状況にはございません。その辺をご理解いただきたいと思います。

ただ、ご指摘いただいたことは、同じ間違いを繰り返さないため、危機管理上参考にするべき点があります。また、職員の資質向上にもつながると思われしますので、仕組みづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今の質問に関しましては、次の3点目の質問の内容とも少々関連しますので、今のお答えに関して再質問ということでも、3点目の質問とあわせてさせていただきたいと思います。

3点目、町の事業推進に当たりまして、情報の開示並びに事業の透明性、こういったものなどについてお伺いいたします。

具体的には、3点ございます。

①、一宮保育所移設計画を進める中で、議会への情報の提示や住民への情報の開示等が不十分であったと私は認識しております。これは、広く町民全般に有益な事業を進めるという面では、そういった姿勢に欠けると。場合によっては町民全体という面で見ると、不利益になってしまう可能性もあるというふうに考えられます。これについてどのように考え、今後どのように対処していくのかという点をお伺いします。

②、昨年のウミガメ関連事業の事業内容と支出内容について疑問点、問題点をこれまで指

摘してまいりました。これらの詳細にわかるものの提出をこれまで求めておりましたが、それについて今後どのようにする考えかということをお伺いします。支出予定、予算の内容について、大変疑問に思われる部分があるということ、直接担当のほうにも申し上げておりましたが、こうした点をきちんと開示していただきたいということです。

③、上記のような状況は、町民全体に対して、あるいは将来的なまちづくりに対して、本当に有効かどうかということが不明なまま事業が進んでしまうという危険が伴います。今後、こうした点の改善に向けて、どのように対処していくのかということについてお伺いいたします。

以上、ご回答をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問の3の1にお答えを申し上げます。

町はこれまで住民からのアンケート、あるいは説明会の開催、広報の掲載、区長回覧、防災無線、そして議会の議決と。従来考え得る方法での広報、事業実施のプロセスを踏んでまいりました。それについて、大きな制度上の問題があったとは考えておりません。ただ、私であればもう少し違った方法に対応するという考えは持っています。これは所信表明の中でも触れた次第でございます。

例えば、一宮保育所予定地の決定プロセスを例にとりますと、玉川前町長、候補地を1つに絞りました。ここで町はやりたいという姿勢で説明会を行う。反対意見がなかったとして予定地を決定され議会に諮られたということでございます。

このやり方では、法的、手続的な意味での問題はございません。ただ、私であれば候補地選定の最初期の段階で、候補地を複数挙げまして、それについて議会議員の皆様のご意向を伺うとともに、住民の方々のご意向もアンケートなどで幅広く調査をさせていただき、その上で、皆様から頂戴した各種の考えをまとめ上げる形で、最終候補地決定へと絞り込んでいきたいと、そのように考える次第でございます。

このように、これから行う大きな事業に関しましては、広く議会議員、住民の皆様の見解を当初より伺い、できる限り多くの方が納得できる形での決定を行っていきたいと考える次第でございます。町の主役としての住民の皆様のご意向、あるいはその代弁者としての議会の皆様のご意向の聴取につきましては、従来にも増して慎重な配慮が必要であると考えております。これが私の基本姿勢でございますので、ご理解を賜れば幸いに存ずる次第でございます。

います。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは3点目の2番目のウミガメ関連事業についてでございますが、事業の内容につきましては、今までの議会での報告のとおりでございますが、支出の内容につきましては、本年の3月下旬に実績報告等が提出されてございますので、必要に応じて開示することは可能と考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 事業推進に当たり、情報の開示、透明性の確保についてですが、情報公開や説明責任という言葉がクローズアップされてきましたのは平成10年代で、そのころは請求されれば見せて説明するという消極的な情報公開でありましたが、近年では、積極的に情報を公開することが求められていると思います。

前玉川町長は、就任当時から情報公開に非常に積極的であり、職員は住民から言われる前に情報を出すことが求められていたと感じています。このような状況においても、議員が説明不十分だと感じたとすれば、それは予算措置に至る時点までの時間が短過ぎたのではないかと思います。今後は、町長の所信表明にあったように、当初案の段階から一層の情報公開に努めてまいります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

先ほどの2番、それから今のお答えに関しまして、再質問させていただきます。再質問というよりも意見に近いと思うんですが、町の事業さまざまございますが、イベントなどもございます。その中で、目的・目標が明確で方法が適正であるかどうか、それに当たる科学的な根拠にちゃんと基づいているのかどうか。これは特にイベントなどがそれに当たると思いますが、そうしたところはしっかりしていないといけないと思います。

また、先ほどの質問の中でありましたように、手続あるいはその審査、そしてさらに最終的に支出された中での審査ですね、そうしたことが公平にしかも規則どおりにされているのかどうか、というところ。さらに、費用対効果ということが十分検討され、結果の検証、評価、こうしたものがされているのかどうか。また、さらに町民目線というものも非常に大事だと思います。これは、町長もおっしゃっていたような情報を開示することで、多くの皆

様からのご意見をいただくということにつながるという部分ですけれども、多数の町民の利益に合致して、少数の利益あるいは要望、それに偏るということはないかどうか。こうしたところが非常に重要だと思います。

また、事業実施の際には、情報の開示をということで再三申し上げておりますが、私今回初めて、非常に遅まきながら、今回初めて気がついたこと、課長の答弁をお伺いいたしまして、私のイメージしている情報開示というものと、これまで役場のスタンスとして持っていた情報開示というものが、余りにも乖離しているということに気がつきました。これまで以上に情報を開示していただいて、多くの方の意見を入れて進めていただくことに努力していただきたいと思います。住民に対する説明責任、再三申し上げますが、そうしたことも大変重要ですので、その点に留意して進めていただきたいと思います。

また、手続等の問題点の改善、そうした部分ですけれども、私の改善提案というのを、職員の皆様に対してというのは変なんですけれども、こういう形でしていただいたらどうかというようなことも提案させていただきますが、外部からの意見、それも大事なんです、それを受けとめて職員の方はどうしたらいいかというふうに、それぞれ考えていただく部分もたくさんあると思います。そうしたものを積み重ねて、こういう意見があったということ、を内部で共有していただいた上で、中から改善していただくというのが、本当に役に立つのではないかというふうに思いますので、そうした点を考えていただきたいと思います。

企業などの場合には、効果のある改善提案、こうしたものに対して報償を与える。そういったような会社も幾つもあるということをお伺いしております。いろんな番組なんかで取り上げられたりといったものもあるわけですけれども、報酬をというのがあるのかどうかというところは是非はあると思いますが、何らかの形で積極的に提案ができるような環境づくりというようなことを通じて、これらの点を改善していただきたいと思いますが、それについて何かしら感想等ございましたらばお願いしたいと思うんですが。

○議長（島崎保幸君） 答弁要りますか。

○7番（藤乗一由君） できましたらば、町長のほうに、それについてのご感想等ございましたらば、いただきたいと思うんですが。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ただいまご要望あるいはご提案という趣旨で頂戴いたしました。再度担当の職員の皆様とじっくり協議をさせていただきます、ご趣旨の方法をよく受けとめさせていただきます、私どもなりの対応を考えていきたいと思っております。

○議長（島崎保幸君） もう一つやってください。

○7番（藤乗一由君） では、最後に町の観光振興、商業振興の方向性についてお伺いしたいと思います。

1点目、町が予算支出している各種イベントの実施内容の見直しや、廃止を含めた検討の予定はないのかどうなのかという点。

2つ目、イベントに関して、町の商店、飲食店や宿泊業などの事業者、あるいは町民などから今回マイナス面を意見収集し、改善を進めていくべきだと思いますが、これについてどのように考えるかということです。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の4の町の観光振興、商業振興の方向性について問うという2つのご質問にお答えをいたします。

まず①、町が予算支出している各種イベントの実施内容の見直しや廃止を含めた検討の予定はないのかでございますが、私は、イベント、催しを行うに当たりましては、計画、準備、実施と十分な時間が必要だと思っております。特に、計画、準備がしっかりしていなければ、イベント実施の効果は得られないと考えております。

一宮町は、職員数あるいは予算の規模の割に、イベントが多過ぎるのではないかという感触を持っております。例えば、まちづくり推進課の職員数は現在9人でございますが、この課所管のイベントを挙げますと、夏、7月から9月までの3カ月で、はまぐり祭り、観光地引き網3回、花火大会、ビーチクリーン、灯籠流し、上総国一宮祭り、トライアスロンと、町を挙げてのイベントが9回あります。そのほとんどが土曜日、日曜日となっております。ことしは5月に国際サーフィン大会や、6月にはジュニアマスターズサーフィン大会という、世界と日本の代表的なサーフィン大会も、このまちづくり推進課の所管としてございました。

イベントは当日だけではなく、おおよそ3カ月前から関係機関、関係者との協議、申請などで多大な時間と労力を費やすのであります。他の課も土曜日、日曜日に行う行事があり、幾つかは役場本庁舎職員は全員体制で対応せざるを得ない状態になります。通常業務もある中で、職員の皆様の負担は大変過剰になっているのではないかという感触を、私は現在のところ持っております。また、職員数がやや足りない中で、それぞれ十分な計画、準備、実施時間がとれていない。そこで、中身の濃いイベントであったのか否か、反省すらもする時間的、労力的余裕が十分ないと考える次第であります。

今年度は既に予算化が行われ、4月から実施に向けて動いておりますので、来年以降を目

指しまして、各種イベントの実施内容の見直しや、ものによっては廃止を含めた検討を、やり方も含めて行ってまいりたいと考える次第であります。このことにつきましては、皆様からのご意見を、ぜひとも賜ればと存じます。よろしく申し上げます。

また、②でございます。イベントに関して町の商店、飲食店、宿泊業などの事業者、町民などから、効果やマイナス面を意見収集し、改善すべきであるが、これについてどのように考えるかということでもありますけれども、お答えを申し上げます。

イベントに関してのこのご質問については、先ほど、ただいまですが、計画、準備、実施ということイベントに関して申しましたが、イベントをよりよいものにしていくためには、確かに藤乗議員のおっしゃられるように、イベント終了後の分析まで行うのが最良の方法であると考えます。まず、職員が余裕を持って一つのイベントに対しまして、計画、準備、実施、分析までできるような、先ほども申し上げましたとおり、イベントの数を減らすということも含めて検討させていただきたいと考えてございます。

そして、実施するイベントにつきましては、これをさらによいものにするために、必ずイベント終了後の周到な分析まで行うようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 町長のご回答の中で、私としての考え方と共通するものがあるかなりあるというふうに考えられましたので、取り組んでいただけるというふうに思います。

ただ、このさまざまなイベント、事業に関しましては、今後、改廃あるいは縮小、形を変えるというようなところも当然考えられるわけですが、これまでの進め方の中では、人件費という考え方がほとんどなされていないということがあったと私は考えます。

実際に、人件費でどれだけの支出に当たるのかということ、私が質問する以前には聞いたことがございませんでしたので、全く考慮されていなかった。しかも、事前の準備の業務、これに関してはなおさらです。町の予算が今後一層厳しくなるという状況の中で、こうしたコスト、労力をできるだけ明確にさせていただいて、それにあわせて具体的な効果、評価、これを調査するというものとあわせて、改善の提案、改廃、統合といったものを含めてですけども、見直しを進めるべきだと考えます。

事業に関しましては、町だけでなく、外部、あるいは各種団体との関連もあります。そのところの調整点も非常に難しい部分もあるかもしれませんが、目的を明確にさせていただ

て、町や町民に十分に還元される事業としていただきたいと思います。

そこで、これは一つの提案なんですけれども、次年度にはということでおっしゃっていましたが、当面、例えば昨年度の場合にどのくらいの日数を要したのか、各事業の準備に関して。何人くらいそれに当たっていたかという概算のところは、おおむね導き出すことはできると思います。そうしたところから、人件費に換算するとどのくらいに当たるのかということ、まず概算で出していただきまして、今年度の場合には実際にどれだけのものかというのがわかるはずですから、それを記録していただくということをしてもらいたいと思います。場合によっては、昨年度という例の中から、ことしはこの部分を縮小していかなければならないかもしれないと、サーフィン大会その他の事業も並行してあるわけですので、そうしたことも当然考えられると思います。

もう一つそこに問題点としてあるのは、前回議会で私が申し上げましたが、職員の手当てという問題も密接につながっております。これまで代休をとればよいということで進められていたわけですので、その労力、コストを勘案しないということが続いておりましたが、そうした点も含めて、この見直しという部分も考えていただかなければいけないと思いますので、先ほど申し上げたような提案になるわけです。

こうした点を含めて、予算全体から、あるいは役場の業務全体からも見て、内容の改善、廃止、縮小通じて、事業効果を上げていただきたいと思います。私としてはむしろ予算を、本当に必要な部分だけに集中して、労力も本当に必要な部分だけに集中して効果を上げていただくことを望みます。

これは意見ではございますが、それについてどのように考えられるかということ、最後、簡単に結構ですので、一言いただければと思います。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ただいまのご意見、しっかりと受けとめさせていただきます。

人件費の算出につきましては、多少私が現在のところで考えたときに、ちょっと難しい点があるかと思いますが、現場の皆様と十分協議をして、その方法を少し私のほうで模索させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

○7番（藤乗一由君） はい。

○議長（島崎保幸君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

会議開会后 1 時間30分経過いたしましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（島崎保幸君） 次に、4番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 4番。

私は県道飯岡一宮線並びに国道128号線の景観について質問いたします。

県道飯岡一宮線である海岸通りは、最近おしゃれな店がふえ、すてきな通りになってきたと思います。海外の通りに似ていると言う人もいるほどです。私もこの通りにサーフショップを構えておりますが、残念なのは県道の花壇です。昔は県で年に3回ほど草刈りをしていましたが、15年ほど前から年に1回、歩道から車道にはみ出る草を少し刈って終わりのため、花壇が雑草の塊となって、その雑草が夏には人の背丈ほどになり、とても景観が悪い道路となっております。

そこで、町長にお願いがあります。早急に県と協議をして、年間を通して花壇をきれいにするか、難しいのなら花壇を取り壊し、歩道を広げることを県と協議し、実現願いたいのです。東京オリンピックサーフィン競技最有力候補とささやかれている一宮町ですので、お客様をお迎えする道路はぜひきれいにしてほしいと思います。

あわせて、本給望洋台前の国道128号線の花壇もお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴沢清永議員のご質問にお答えをいたします。

県道飯岡一宮線、国道128号線の景観についてということでございますが、ご指摘の歩道の草刈りにつきましては、管理者である千葉県へたびたび交通安全対策を含めて、草刈りの要望を差し上げております。改めて歩道の美化を含めて草刈りの要望を行いたいと考えております。

また今後、正式に東京オリンピックのサーフィン会場に決定した場合におきましては、どのような形で今後本格的に整備すべきかを、千葉県と十分協議をして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 再質問ではなく要望なのですが、県道と国道の道沿いは、一宮町の顔といってもおかしくないと思います。そこが汚いとだらしない町という印象を受けてしまうのではないかと思うんですね。なので、最近では自転車で通る子供やマラソンする方など多くなってきていますので、景観をよくし、視界を広げて、さらには事故を起こす前に、そして防犯という面でもいま一度県に強く要望していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 答弁はよろしいですね。

○4番（鵜沢清永君） はい。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（島崎保幸君） 次に、6番、小安博之君の一般質問を行います。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安でございます。

私は当町の農業関係で質問をさせていただきます。

農水省のホームページの中には、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、今後予想される耕作放棄地の増加など、地域農業のさまざまな問題に対し、地域の中心となる経営体は誰か、農地をどのように集積していくのかなど、持続可能な農業を実現するために、そのあり方を計画するものが、人・農地プランとあるが、この件に関して以下の3点をお伺いいたします。

まず1、人・農地プランの概要及びこれに対する当町の見解。

2、現在、当町も一宮町人・農地プランとして、町ホームページにて公表をしておりますが、その中の経営体として、認定就農者という文言がありますが、それは一体どういったものか。

3、同じく、一宮町人・農地プランには、「稲作に農地中間管理機構を活用し、中心経営

体への農地集積を促進する」とありますが、現在の状況、及び今後どういった方向に行くかなど予定があるのか。

あと最後に、畑についてはどういうふうを考えているのか。答弁をお願いします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、小安議員のご質問、人・農地プランの関係3点あわせてをご回答申し上げます。

人・農地プランの概要でございますが、国が平成23年10月に定めた、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画では、農林漁業再生のための7つの戦略の一つに、「競争力・体質強化ー持続可能な力強い農業の実現ー」というものがあり、これを受けて農林水産省は、我が国の農林漁業再生の基本方針・行動計画に関する取り組み方針を定め、その一つとして、地域農業のマスタープラン、これがいわゆる人・農地プランというものでございますが、これを全ての市町村で、平成25年度までに策定することを目指すという目標を掲げました。

現在の農業は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地にかかわる問題が大きな課題となっており、5年後、10年後の展望が描けない地域がふえている状況でございます。この問題解決に向け、中心となる経営体や農地集積の方法など、地域農業のあり方を定めたものが、人・農地プランであり、これに位置づけられますと、青年就農給付金やスーパーL資金の当初5カ年の無利子化など、条件などをクリアした場合に受けられるというメリットがございます。

当町では、平成26年3月に、一宮町人・農地プランを策定いたしました。この人・農地プランは随時見直しをすることができ、現在は52経営体を地域の中心となる経営体として位置付けております。

一宮町人・農地プランに取り上げた、中心となる経営体には、認定農業者と認定就農者となっている方がいます。認定農業者とは、一宮町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に示された農業経営の目標に向けて、みずからの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定した者で、認定就農者とは、原則18歳以上45歳未満で、新規に農業を営もうとする者が就農計画認定制度に基づき、みずからの就農計画を作成し、市町村の認定を受けた者でございます。

どちらも、今後の地域農業を支えていく農業者となっていく必要があることから、人・農地プランの中心となる経営体として位置づけておるものでございます。

農地中間管理機構を活用した農地集積の現状でございますが、平成27年度に、船頭給地区を対象とした農地集積事業を実施し、8人の担い手となる農家が、約20ヘクタールの農地の借り入れを行いました。今回は、ほとんどが田んぼの借り入れでございましたが、今後は畑についても新規就農希望者などに情報を提供し、積極的に農地集積を進めてまいります。

なお、農地中間管理機構を通じて農地を借りる場合には、貸し手、借り手、それぞれの登録が必要となることから、この制度のさらなる周知を図るとともに、多くの方が登録していただけるよう、推進してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

小安博之君。

○6番（小安博之君） 今私の質問に対しまして明確な答弁をいただきましてありがとうございます。

今後、私もこの人・農地プランについて地域の担い手になる方を特定して、農地を集約し、その方にやっていただくということに関しては私も賛成します。

実際、農地は持っているんですけども、それをなりわいとしていけない方は多数いらっしゃいます。そういった方にとっては、逆に、負担になっているというのが現状です。それを利用して担い手の方をお願いをして行くという方向しかないのかなと私も認識しております。

ここで、話は変わりますけれども、私なりの簡単な農政というかですか、に対する認識と意見について、ちょっと述べさせていただきます。

そもそも今現状で問題となっている中に、農地法というものがあまして、この農地法というものは、そもそも農政を考えた法律じゃなかったというふうに認識しております。この農地法というのはどういったものかという、戦後、その前の農地改革というものが実行されて、この農地改革というものは、農政を考えるものではなく政治的なものであったというふうに認識しております。それがどういうことかといいますと、要はその当時農村の共産主義を解放するために、小作というんですか、農地を解放して農村の都市化を狙ったものであると、私認識しております。

その後に農地法というものがありましたんですが、その農地法に関しましても、まだ農政

というものを考えたものではなくて、逆に農地解放において、多数な農地所有者ができたわけですけども、それを固定するものであります。

その状況に対して、これから集積を行っていこうという考えが進んでいるわけですけども、非常に考え方としては、非常に都合の悪い法律だと思えます。

今、この農地法に関して云々かんぬんということを、ここは国会じゃありませんので、これ以上言っても、この議会でいうべきことじゃないとは思いますが、そういった問題点に関しましては、多分担当の事業課さんのほうも多分認識しておられると思います。それに対して、若干なりとも、町が受けたということは、町には、当然そういう権限はないわけでございますけれども、なくても認識だけはしていただいて、もし意見を申し上げる機会がありましたら、上のほうに上げるようにして、努力していただきたいと思っております。

それと、答弁の中で、この中間管理機構を通して農地を集約するということに対して、制度のさらなる周知を図るといふふうに答弁をいただきましたけれども、この周知ということは本当に難しいと思うんですね。特に稲作等に関しましては、所有者に、耕作者さんに対していろんな行政上のものだったり、いろんな書類とか非常に多いんです。それに対して制度が変われば、新しい制度ができましたと、当然いろいろ処理しなくちゃいけないんですけども、実際問題、現実私も農家をやっていますけれども、よくわからないというところが正直なところで、周知というところで、ただ文書を送るだけじゃなくて、できれば現場というか、現場と申しましても例えば、農家組合の草刈りとかそういう機会で、できればお勧めに来ていただくことができればと思っているんですけども、この辺も検討願えませんでしょうかということ希望しまして終わりにいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、今まで5年にわたっていろいろ地震災害、津波災害、またはそのほかの災害について一般質問をしてまいりました。

1問目に、地震被害想定ということで、県は、5月19日に県内で発生するおそれがある地

震の新たな被害想定調査結果を公表しました。マグニチュード7.3の県北西部直下型地震の場合は、県内で約2,100人が死亡すると。それからマグニチュード8.3の房総半島東方沖日本海溝沿い地震の場合は、最大8.8mの津波が銚子市に押し寄せ、最大約5,600人が死亡すると試算しました。

震源は、いすみ市南東沖約75kmで、深さは約25kmということです。津波の高さは銚子市が最大で、いすみ市が8.3m、御宿町8.2m、一宮町8.1mであります。建物被害については、全壊が約2,900戸、半壊が約6,700戸としております。

県は、一宮町から旭市までの沿岸を、海拔約6mから6.5mまでのかさ上げをする事業を進めていますが、さらなるかさ上げではなく、円滑な避難などのソフト対策で対応する方針であります。

そこで伺います。以前私は津波避難道路、町内海岸のほうから国道下、線路下に向けて10本の避難道路について質問した経緯があります。円滑な避難をするには、車で避難できる道路整備、築山、避難タワーなど、地震が発生してから30分以内に避難ができるようにする必要がありますと思いますが、町長及び担当課長に伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員のご質問にお答えを申し上げます。

現状は、東西の主要な幹線道路が少なく、避難路として指定することをいたしますと、そこに避難者が集中し渋滞が発生して、二次災害を引き起こすおそれがあるということから、現在避難路の指定をいたしてございません。

訓練等を通じまして、自主防災会や個人で複数の避難経路を考えていただくようお願いを申し上げます。昨年の津波避難訓練におきましては、一宮町避難行動要支援者名簿に関する条例の施行もございましたので、初めて要支援者の方を対象として、自動車を使用した避難訓練を実施いたしましたところでございます。

ご指摘いただきました道路整備は大変重要でございます。先ほど所信表明で、私も述べさせていただきましたが、海岸部から内陸部への避難路の確保、そして整備を進めていきたいと考える次第であります。また、特にこれも所信表明で出ましたが、グリーンラインの延伸といった問題は、圏央道との接続の改善、町内通過の大型車両のバイパス回路、そして今ご質問に関連する災害時の避難道路としても、大変重要でございますので、先ほど申し上げたとおり、全力で取り組んでいきたいと考える次第でございます。

防災タワーあるいは築山などの整備につきましては、これはまた莫大な費用、そして土地、時間が必要になります。有効な補助金などを活用し、検討してまいりたいと存じます。また、一方では津波一時避難場所の指定などにつきましては、民間施設などのご協力も仰ぎながら、適宜見直しを進めているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） ほかに質問ございますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

ただいま質問した件に対して再質問をいたします。

先ほど申しました千葉県北西部直下型地震と房総半島東方沖日本海溝沿い地震の見解について、6月11日に報道発表された、今後30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる確率の分布を示した2016年版全国地震動予測地図で、今後起こるであろうとされている南海トラフ、相模トラフ、首都直下型地震などでの揺れが起きる確率が、全国で最も高い千葉市が85%とことです。このことについて、町の見解を伺います。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 鵜野澤議員の再質問にお答えします。

5月20日に報道されました新聞報道によりますと、房総半島東方沖日本海溝沿い地震の場合は、最大約5,600人が死亡するということですが、これは東日本大震災を受け、千葉県が2014年から地震被害想定を見直してきたものでございます。県内に、より大きな被害が出る2つの地震のパターンを仮定したものでございます。

1つ目は、千葉県北西部直下型地震ですが、国は30年以内に70%の確率で地震が発生するという予測を発表していますが、これに基づき被害を想定したものです。火災や液状化等による建物倒壊での死者が多く予想されております。

もう一つは、房総半島東方沖日本海溝沿い地震です。これは、1677年に発生した延宝房総沖地震も参考にして想定されたもので、津波被害による死者が多くなっております。ただし、この津波被害については、避難の呼びかけにより直ちに避難した場合には、死者10人に抑えられるということですから、ソフト面が重要となってくると理解しておりますので、県の今後の対応にあわせ、自主防災組織の普及やパンフレット等の配布など、ソフト面を中心に住民周知をし、地域防災力向上につなげてまいります。

また、6月11日に報道発表されたものによりますと、今後30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる確率は、千葉市で85%とのことですが、これは地震調査委員会が日本周辺で起こり得る地震、南海トラフの地震もそうです、首都直下型の地震もそうです。これらを総合評価し、県庁所在地の役所を中心に発表されたもので、今後30年以内に6弱の揺れが発生する可能性を示したものであり、地震の発生の確率と6弱の揺れが発生する確率の違いでございます。いずれにしましても、当町におきましては、津波被害を最小限に食いとめるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの大場課長の答弁で、これは私要望なんですけど、同じく6月11日に報道発表された、震度6弱以上の地震の発生が今後30年以内に起きる確率は非常に高く、今後の被害想定というのは、やはり同じく公表されました。その中で、南海トラフ巨大地震についてはマグニチュード9.1で、死者が約32万3,000人、全壊・焼失建物は約238万6,000棟。また、相模トラフ地震はマグニチュード8.2で、死者が約7万人、全壊・焼失建物は約133万棟。また、首都直下型地震においては、マグニチュード7.3、死者が約2万3,000人、全壊・焼失建物は約61万棟という被害想定を、政府の地震調査委員会が公表しました。

日本周辺は、皆さんご存じのように、4枚のプレートが地下で複雑にぶつかり合っているために、5年前に起きた東日本大震災、このときはマグニチュード9.0、のとき、連鎖反応で3つの地震が発生し大災害になりました。南海トラフ、相模トラフ、首都直下型、房総半島東方沖日本海溝などの連鎖反応で地震が発生した場合には、さらなる甚大な災害が発生します。

6月11日に報道されたその後に、6月19日の報道発表では、政府は大規模地震対策特別措置法、これは既にある大震法ということで、制度改正を今年度中に取りまとめる方針を発表しました。

先ほど馬淵町長の所信表明にありました、今年度非常時の防災に関して、海岸部から内陸部への避難路の確保、整備を進めるとあります。一宮町は国・県の対応、動向を見ながら町民の生命と財産を守る対策を行うことを、私はこの想定を参考にし、強く要望いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 続いて2問目に入ります。

2問目は、多機能福祉センター、有料ですが、の設置をとということで質問いたします。

以前、国民宿舎に隣接して老人福祉センターがありました。老朽化でなくなりました。今現在、60歳以上の方が大変ふえております。その方々が誰でも利用できる施設を求めている人が多くいます。先ほどの馬淵町長の所信表明の中にも、多くのご年配の方々が日常的に集うところが欲しいと強く要望されておると。これもさまざまな方法を考案して、最も簡便で実質的な形で考えていると、町長は申しました。

町営、民営、企業等、採算のとれる方法で検討はできないか、町長に伺います。よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鵜野澤議員の質問にお答えいたします。

今まで町では、小中学校の耐震改修、役場庁舎の建設や保育所の建てかえなど、優先すべき施設整備があることから、福祉センターについては具体的な検討はなされておりました。また、福祉センターで高齢者の方々が楽しみにしていた入浴については、現在ホテルシーサイドオーツカのご協力により、町内在住の65歳以上の方については、入浴利用が通常1,200円のところ864円をご利用いただいております。

福祉センターについては、地域住民の福祉の向上や地域の活動拠点として、健康で明るい生活を送ることができるように、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのためなど、さまざまな活動ができる施設で、町民の皆さんにとって有益な福祉施設であると考えます。しかし、郡内でも入浴施設を有する福祉センターを持つ自治体は、長生村、長柄町のみとなっており、設置場所や利用者数の設定、施設の種類、独立採算制を確保できるかなど、さまざまな問題を解決していかなければなりません。

目先の利便性に捉われず、10年、20年先を見据えた施設とするには、高齢者だけでなく、全ての方々が有意義に利用できるような施設とすべきであり、例えば毎年約60万人のサーファーが訪れている利点を活用し、サーファーの利用ニーズに備えた施設へ、高齢者等のニーズに合った施設を併設することがよいと考えます。

今後、オリンピック開催地として決定すれば、そのメリットを最大限活用し、福祉センターにかわる施設整備についても可能な手法が見つかる可能性がありますので、利用者の皆様方の声を確認しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

これは要望でございます。この質問は町民の要望による質問でございます。

5月28日に千葉県地方議員連絡協議会の研修がありまして、私含めて3名の議員が、この研修に参加しました。そこで、その中で衆議院議員の石破茂地方創生担当大臣の講演がありました。地方創生についての中で、新潟県の農産物を最大限に活かされた洋食店の成功例の話。石破大臣は千葉県、この東京に隣接する県として、千葉県は地方創生における最もさまざまな要素を持った県であるということをおっしゃいました。地方創生に関して適された県であるのではないかなと思います。

そこで、このことを私思ひまして、先ほどの高師課長の答弁を生かして、ハード面での要望書を町、また町内の業者等で検討していただいて、その要望書を作成して、県・国に要望するというのを、私は強く思ひまして、これを何らかの形でオリンピックの開催も含めて検討されたほうがいいのではないかなというふうに思ひまして、要望として、私の質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（島崎保幸君） 次に、1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

私は、今回3つの事柄について質問いたします。1つずつ一問一答でお願いいたします。

まず1つ目、一宮町保育所整備基本計画についてお伺いいたします。

保育所移設の件につきましては、ほかの議員からも質問がありますが、私は私の言葉で質問させていただき、町長にお答えいただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

馬淵新町長、町長になる前のお考え、町長となり詳しい経緯、状況を把握してからのお考え、どのように心境の変化がありましたでしょうか。心境の変化はなかったのでしょうか。

町長就任前、就任後、そして今のお気持ち、お考えをお聞かせください。

○議長（島崎保幸君） じゃ、答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えを申し上げます。

一宮保育所の施設整備問題につきましては、私就任前は、先ほども申し上げたとおりなにございますけれども、戻れる段階なのか否かを精査して、戻れる段階であれば住民の皆様には現行案を推進するか撤回するかについての意向調査を行った上で、議会に諮って決定すると。しかし一方で、戻れない段階であれば、現行案を失敗しないように進めるという考え方であったということをご報告を差し上げました。

また就任後、町長の立場についてからのことをございますけれども、調べてみますと、全体として手続上の問題など、改善すべき部分が確かにあったと判断をいたします。しかし、現行案につきましては、議会の皆様のほうで、そうした点に関する問題提起を踏まえた上で、最終的に承認を与えていらっしゃると思います。大きな問題は、ほぼ全て議会による承認を経ておりまして、その手続上の正当性に問題はないと私は判断をいたしました。したがって、現在の私の考えといたしましては、現行案を進めて失敗ないように誘導していくというのが暫定的な基本姿勢でございます。

しかし、私は新たに責任者となったものでございまして、当該問題についていまだ十分に全ての領域について精査を行い得ていません。今後、一月ほどの時間を費やしまして、全ての問題について自分なりの認識を確立した上で、最終的な態度を決定したいと考えている次第でございます。

もしこの過程で、何らかの重大な問題を発見した場合には、速やかに議会の皆様、また住民の皆様には諮って、最終的な対応を決めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 再質問ではありませんが、ただいまの答弁を受けて発言させてください。

馬淵新町長、私は大変失望しました。町長の所信表明の中には、子供、子育て、保育所、またはこども園の言葉は一言も出てきませんでした。町長がいかにかこれらを軽んじているか、優先順位は低いと見ているのかが、とてもよくわかりました。本当に残念です。

一連の保育所移設にかかわる問題、暫定的な基本姿勢という、今ほど町長の答弁を聞いて、子育て当事者は安心されたと思いますか。不安は解消されたでしょうか。答弁の中に大きな問題、改善すべき部分との言葉がありました。これについては、9月議会で徹底的に質問さ

させていただきます。

ここでは、当事者の思いを当事者である私の目線でお話いたします。

この1カ月というもの、それはそれは大変な日々でした。私のもとに寄せられた切実な声を一部紹介します。

子供4歳母、保育所移設について、そもそも選挙の争点にしていいものなのでしょうかと疑問が残ります。

子供6歳、3歳母、一宮保育所の移設に反対している方とは知らず票を投じてしまいました。そうと知っていれば入れなかったのに、後悔しています。計画どおり移設を進めてほしいです。

子供5歳、3歳母、子供たちの安全を一番に考えてほしい。

子供3歳母、一宮保育所の移設については、老朽化や定員超過、災害対策含めて何年も前から話し合われていて、本来の予定から伸びに伸び、やっと来年度開園に向けて動き出したと期待していたところで、町長選挙を機にこんなことになるなんて。なぜ移設が中止になるのか、引き返そうとするのか理解できません。本当に子供の安全を第一に考えてのことなのか疑問です。先延ばしにしている間にも災害が起きるかもしれないし、今の状況だと子供を保育所に預けていても、どんなに先生を信頼しても、一宮から離れたところで仕事をする気になれません。

子供4歳、ゼロ歳母、震災の翌年に長男が生まれました。その長男が今は4歳になりました。当初長男が3年保育で入るころ、一宮の保育所の移設が間に合う予定でしたが、その後の移設の話が伸び伸びになり、結局入所の時期には間に合わず、茂原市の幼稚園に通わせることにしました。震災のころにはまだ生まれていなかった子供たちが入園する今となっても間に合わなかったのに、移設は急ぎ過ぎという意見があるそうですが、全く理解できません。

先日どろんこ保育園に民営化が決まり説明会にも参加しましたが、具体的な園の活動や方針、建物や園庭にとっても共感しました。一宮保育所の移設についてやっと具体的に先が見え、来年4月に開園するのを楽しみにしている一人です。移設の場所も決まり、どろんこ保育園の民営化も決まり、ここまで決まったことをわざわざやめる理由があるのかと疑問に思います。今現在ここまで決めるのにもたくさんの方の努力や時間、お金を費やしてきたのが無駄になってしまうのではないのでしょうか。

子供6歳、3歳母、今まで町が進めていた移設について、土地もお金も限りある中で現実的な計画であると思います。東日本大震災から5年もの間、子供を不安な場所、建物に預け

てきました。町がよい環境を整えてくれると信じ、十分に長い間、辛抱強く待っていました。これ以上移設の時期が遅くならないようにしてほしい。子供たちの命の問題です。小学生・中学生は避難所に指定されている安全な場所で過ごし、一番小さな保育所の子供たちが危険な場所にいるのはおかしいです。移設が計画どおり行われるように希望します。

子供3歳母、やっとやっと移設の決定した一宮保育所を楽しみにしています。子供たちが思う存分どろんこになり、遊び学べる環境はとても魅力的に思います。現在一宮保育所に通っていますが、大雨、強風のときは川の様子が気になります。送迎時に渋滞し時間がかかることや、イベント時に駐車場に困ることも不便に感じます。震災から5年がたち、あのときの恐怖が薄れつつありましたが、熊本の大地震があり、はっとしました。何か起きてからでは遅いです。移設をこれ以上の延期、ましてや中止は危険だと思います。

子供12歳、8歳母、今の計画に大賛成です。南海トラフ地震、首都圏直下型地震はあしたに来てもおかしくないと言われている中、一日も早く高台に保育所を移設することが現実に必要だと思います。3.11から既に5年が過ぎ、遅いくらいです。もう一度なぜ移設に至ったのか、なぜ高台だったかの原点に戻り、早急に進めるべきだと思います。

子供2歳母、現在のままだと地震の際の川の氾濫による被害が否定できませんし、建物の老朽化も気になります。また、来年度のこども園開設を期待して、ことし保育園に入らなかったというご家庭も少なくないようです。子供たちの安全確保は、親である大人の安心にもつながり、しっかり働ける環境整備、子育てしながら働き続ける支援になるのではないのでしょうか。先延ばしにしてよいことは今のところ見当たりません。

子供6歳、3歳母、1日1分1秒でも早く移転するべきだと思う。先延ばしにしている間に豪雨で氾濫したりしたときに、子供の命を守れなかったら誰が責任をとるのでしょうか。決まったことを論議がどうのこうのと机だけで批判しないで、新町長や保護者の意見をちゃんと聞いてほしいです。

子供2歳母、やはり今の場所では津波が来たときに不安なので、高台への移設を一日も早く実現させてほしい。どろんこ会による保育園ができるのをとても楽しみにしていたので、予定どおりに進めてほしい。町長がかわっても、保育所の移設に関しては計画どおりの引き継ぎをしてほしいです。

子供2歳母……

○議長（島崎保幸君） 藤井議員、ちょっと申し上げます。

言っていることは理解できますが、もう少し簡潔にお願いしたいと思います。

○1番（藤井幸恵君） わかりました。

これらは、ほんの一部にすぎません。町長は所信表明で現場主義に徹することとおっしゃいました。関係者が全員で現場を見て、当事者からの話を聞いて、それを前提に解決策を考えることとおっしゃいました。だとしたら、この当事者の皆さんの声は、話は、町長にだけは聞こえないのでしょうか。子ども・子育て会議のあり方からもわかるように、町長がおっしゃったこと、それを体現し、策定されたのが、今の一宮町保育所整備基本計画なのです。一宮町の大事な宝、子供の命にかかわる事業です。パブリックコメントも求めました。

馬淵町長は、なぜそこで意見を出されなかったのですか。その当時、保育所の問題には関心がありませんでしたか。今までの経緯や現在の状況をしっかり把握されているにもかかわらず、まだ精査が足りない、あと1カ月程度とおっしゃる馬淵町長、そんな煮え切らない、いまだはっきりしない、最終的な決断をできないあなたに、子育て当事者は日々立ち、不安を感じ失望しています。

一宮町で子育てできてよかった、楽しく安心して子育てできる町だ、そう思ってもらえるよう、私は今まで子育て支援の活動を続けてきました。しかし、それを無にするような、今回の出来事です。あと1カ月たってしまうと、余計に引き返すことなどできなくなると、誰もが容易に想像がつくのに。保育所の送迎で、習いごとの集まりで、公園で、立ち話やちょっとした世間話、今保護者の方が集まると、必ず決まって保育所移設の話になります。どうなるのかわからない、本当にこども園はできるの、白紙になってしまうの、まだ何か問題があるの、不安や心配ばかりです。

たった一言、町長が、安心してください、予定どおり全力で取り組みますとさえ言ってさえくれたらば、全てが杞憂に終わり、また毎日を慌ただしいながらも、前向きに子育てできるのに、それをしない。当事者のこの不安な気持ちを放ったまま耳を傾けない、馬淵町長のその姿勢には到底納得できません。

それでも町長、あなたが町の最高責任者である以上、私はあなたにお願いするほかないのです。どうか、どうか、子供たちを早急に高台へ、安心・安全な場所での保育環境の整備を。どうか、どうか、保護者の皆さんが一日も早く余計な心配、不安を抱えることなく、安心して子育てできるように意思表示を。どうか、どうか、子供たちのことを一番に考えてご決断ください。よろしく願いいたします。

以上を要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご要望を承りました。

私現在の立場を申し上げますと、お子様方の安全・安心、そして良好な環境での最高の質の保育、これは私にとって至上命令でございます。現在それを実現するために、私全力で邁進いたしております。多少、現状でのお考えが違うということがあろうかとは存じますが、私は私なりに1万2,500の皆様へ、しっかりとした回答を差し上げるということを目指しまして、全力で努力をいたしておりますので、その点をご理解を賜りたいと存じます。

○議長（島崎保幸君） 藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

世界サーフィン保護区について。まぶち昌也後援会のブログに書かれた内容より質問いたします。一宮町をサーフィン保護区に、という文言がありますが、このことについて幾つかお伺いいたします。

1、これはマニフェスト、公約なのでしょうか。

2、世界サーフィン保護区とはどんなものなのでしょうか。

3、どのような機関団体がその認定を行っているのか。またその機関団体の信用を検証するため、最低でも過去3年間の活動実績及び財務諸表のご提示をお願いいたします。

4、これからどういった計画を持って、世界サーフィン保護区の認定を受けるのか。そのおおよそのスケジュールと見込まれる必要な経費、具体的な町の負担はどのようにお考えでしょうか。

以上4点、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員の2のご質問にお答えを申し上げます。

まず、①のこれはマニフェストであるかということでございます。一宮町をサーフィン保護区にというのは、マニフェストか否かというご質問でございますけれども、結論から申し上げますと、マニフェスト、これはいわゆる選挙の際に必ずやりますという具体的な公約でありますけれども、そうではなく、私といたしましては一宮町の海岸を整備していくための一つの戦略としての提案でございます。

②、世界サーフィン保護区とは何かということでございますけれども、世界サーフィン保護区というのは、ワールド・サーフィン・リザーブスという、英語の言葉がございます。これの日本語訳であります。

このワールド・サーフィン・リザーブズを入力していただきますと、直ちにインターネットでホームページが見られます。ここで、このホームページをごらんいただくと細かいことがわかりますけれども、2009年より行われている認定活動、そしてこれが世界サーフィン保護区なんですから、またその認定をされた地域、これがまた世界サーフィン保護区であります。

この認定を受けると、サーフィンに適した波の保存、これが一つポイントでございますけれども、それにかかわる世界的な事例の提供を受けることができます。またこれがサーフィンの波だけでなく、その周辺環境、全体の文化、経済、自然環境など、こういった面での全体の保全と向上といったものについてのPRなどをしてもらえるということでございますので、ぜひごらんいただければと存じます。

なお、現在、この認定されているのが8地域ございます。アメリカのマリブというところ、ポルトガルのエリセリアというところ、オーストラリアのマンリービーチというところ、アメリカのサンタクルーズというところ、ペルーのホアンチャコというところ、それからメキシコのバヒアトドスサントスというところ、チリのプンタデロブスというところ、そしてオーストラリアのゴールドコーストであります。

以上が、世界サーフィン保護区とは何かということでございます。

それから③、どのような機関団体がその認定を行っているのか。機関団体の信用を検討するための3年間の活動実績、財務諸表ということでございますけれども、認定活動はそのホームページを拝見しますと、議員の皆様にはお手元にまいているかと存じますが、まず5つの団体から選出された5人の幹部委員が中心に運営をされています。まず、セーブ・ザ・ウェイブス・コーリションという団体があります。そこのニック・ストロング・クベッチ氏という人が1人。それからサーフライダー・ファウンデーションという団体がありまして、そこのチャド・ネルソンさんという方がお二人目。ワイルドコーストという団体がありまして、そこからザック・プロパーさんという人が3人目。そしてセンター・フォ・サーフ・リサーチという団体がありまして、ここからジェス・ポンティングさんという方が4人目。そしてコンサベーション・インターナショナルという団体がありまして、そこのスコット・アトキンソンさんという人が5人目であります。

この5人の方が中心に認定をいたしております。そして、このセーブ・ザ・ウェイブス・コーリションというカリフォルニア州にある団体が、この申請申し込み、あるいは問い合わせ先となっております。この3年間の活動実績、あるいは財務諸表といったことでござい

すけれども、これは、現在私の手元には詳しいことはございません。

また、これからこういった計画を持って、このサーフィン保護区の認定を受けるのか、おおよそのスケジュールと見込まれる必要な経費、具体的な町の負担はどのようにお考えかということでもありますけれども、この件につきましても、明確な具体的なスケジュール、必要経費、町の負担などについて、まだそこまで現在検討が進んでいないというところでありませ

す。冒頭にも申し上げたんですけれども、一宮の海岸をオリンピックの会場にも選ばれる可能性があるということで話題になっておりますが、これへ向けて、さらにそのクオリティーを上げるというための戦略の一つとして、私はご提案を申し上げました。これからさまざまなその他の活動がこういったものがあるのか、私も調べまして、そしてその中で、この世界サーフィン保護区への申請といったものが最もよい、あるいはその幾つかの中でもよいものであるというふうに、私が最終的に判断をいたしましたら、改めてこの組織に過去の財務状況、それから具体的な活動の状況、そしてまた実際に私どもが提案を差し上げて先方の認定を受けるに当たって、どうした費用が必要なのか、どうしたものが必要なのか、細かいことを調べて、そしてまた皆様にご提案を差し上げようと思っております。

スケジュールにつきましては、はっきりしたものは持っていないんですけれども、私としては、可及的速やかにということ考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

再質問いたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックのサーフィン誘致の日程への取り組みにも関係してくると思います。何をいつまでには明確にお答えいただきたいです。いかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ただいま申し上げましたが、私町長といたしましてさまざまな方面にわたりまして多面的に活動をいたしております。この問題のみに関しまして大変タイトなビジットなスケジュールをまだ立てておりませんので、今後の推移の中でしっかりと妥当な合理的なスケジュールを立てて、ご報告を差し上げたいと思っております。

○議長（島崎保幸君） 藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 最後に意見を言わせてください。

マニフェスト、公約ではない、単なる提案です。という言葉聞いて大変がっかりされた方も多かろうと思います。選挙前の意気込み、発言の力強さは一体どこに行ってしまったのでしょうか。

私としても英語に堪能な友人にご協力を仰ぎ、世界サーフィン保護区の認定について調べております。しかし、世界サーフィン保護区という言葉だけがひとり歩きをし、それを認定する団体については、詳細が全くと言っていいほど判明しません。団体としての活動実績、何を主たる収入とし、何にお金が使われているのか、不明なままです。

私の調査不足もあろうかと思いますが、これから認定の申請を行っていく上で、本当に信用の置ける団体なのかどうか、とても不安を覚えます。そこまでの下調べなしに、選挙のためにだけ海を愛する人たちへ迎合する意味で、あのようなブログを書かれたのであれば、町長としての資質に甚だ疑問を感じます。

私自身サーフィンを趣味とする主人が一宮に足しげく通ううちに、一宮の魅力に引かれ、家族そろって移住して10年になります。海を愛する気持ちは同じです。2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、一宮町はサーフィンの開催地として全国に、世界にその名を発信できるかもしれないこの好機に、足元をすくわれるようなことがあってはならないと思います。それを踏まえ、世界サーフィン保護区の認定が、町にとって本当にメリットがあるのかどうか、将来にわたっての負担にならないのかどうか、早目に見きわめ、ご決断いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○1番（藤井幸恵君） 続きまして、3つ目の質問に移ります。

公約について。一宮町町長選挙公報より質問いたします。

町の自主財源を倍増して、との文言がありますが、そのことについて幾つかお伺いいたします。

1、何をもちって倍増とするのか。その基準となるものは何を指し、どの数字のことを言うのか、明確にお答えください。

2、その実現のために戦略的・計画的に、どのように政策を進めるのか、具体的にお答えください。

以上2点、町長の答弁を求めます。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えを申し上げます。

私が選挙公報の中で、町の自主財源を倍増するという文言を記したということで、2つのご質問をいただきました。1つ目は何をもちょう倍増とするのか、その基準となるものは何を指し、どの数字のことをいうのかということでございます。また、2つ目はその実現のために戦略的・計画的にどのように政策を進めるのか、具体的に答えよということでございます。お答えをいたします。

私といたしましては、数字ということでございますが、ここ5年間、約1億円前後で推移しております法人町民税、また5億5,000万前後で推移している個人町民税、そして6億前後で推移している固定資産税などの納入額を、税率の操作ではなくて、あくまで経済活動の活性化、地域住民の計画的導入などを通じて、大幅にふやしていく戦略をとっていきたいと考えているということでありま。

具体的な方策につきましては、私は幾つかのアイデアを初歩的に持っているレベルで、いまだプランとして明確な形にまとめてはおりません。したがって、年次計画もいまだ策定をいたしておりません。今後、各種の戦略を立案・実施していく段階になりましたら、職員の方々初め、議会議員の皆様にも、初めからお諮りをしてまいりたいと考えております。

私といたしましては、独断専行で行くのではなくて、皆様にご意見をいただきながら、的確で有効な増収策を確実に策定していきたいと考えております。どうぞお力添えのほど、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

再質問いたします。

それは、要するに現在はプランがない状態ですが、公約として掲げました。どのように取り組むかはみんなで一緒に考え、一緒に取り組み、一緒に責任をとります。私みずからの考えではなく、皆さんで決めたことだから、皆さんにも責任がありますよね、ということでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） まず、2つ今ご質問があったかと思ひます。

私がプランを持っていないのかということと、もう一つは、私が皆様のご意見を伺ってま

とめたプランについて、誰に責任を求めるのかということかと存じます。

まずノープラン云々ということについて、私の立場をご説明させていただきます。

私といたしましては、もちろんリーダーといたしまして、大きな政治的方向感覚を持ち合せております。また、大きな目標も心に具体的に抱いております。さらに幾つかの具体的なプランも持っております。例えば、一例を挙げます。東京駅周辺、大手町から日比谷、銀座にかけて、日本を代表する企業がひしめいておられます。こちらの地区へ町が出向いて、こちらから鉄道で1時間あるいは1時間半という立地の一宮へお越しいただけませんかということで、移住フェアを行いまして、一宮への転入を促進するなどの構想を、私は複数持っております。

しかし、政治というものは現実を踏まえて進まなければなりません。現実には私のみが見ているものではなくて、お一人お一人がそれぞれごらんになっているものであります。私を含め、一人の人間の見方にはそれぞれ限界がございます。そこで、私といたしましては、私の個人的アイデアを政治的回路を使いまして、一方的に推し進めるのではなくて、初発的なアイデアを私のほうから提示を差し上げた後は、精いっぱい大勢の方々から幅広くご意見を頂戴して、その中で合意できる形で結論を形成していったこそ、現実にも最も適合的なものを探り当てられると考える次第でございます。

したがって私は、非常時など必要なときを除きまして、基本的にはトップダウンの手法をとらず、基本的な方向性を私が提示を申し上げた後、大勢の方々による幅広い議論を経て、合意形成の形で政策を立案し、実行していきたいと考えているわけでございます。これが私の政治姿勢でありまして、私はこれこそ民主主義的政治だと考えております。ご理解賜れば幸いに存ずる次第であります。

また、これが責任はどこに、那邊にありきということでございますが、最終的な責任は私にございます。町長にございます。これは揺るぎのないことでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

最後に意見として発言させてください。

大勢の方から幅広く意見を求める。みんなで考え、みんなで決めて、みんなで実行する。馬淵新町長の政治姿勢、とてもよくわかりました。とても大切なことだと思います。そしてまた、新たな疑問、疑念が生まれてきます。

みんなで決めた答えとご自身の考えで大きく乖離した場合、町長はどちらを尊重されるのでしょうか。それとも妥協点を見出し、どっちつかずの曖昧な骨抜き政策として打ち出して来るのでしょうか。そしてもしその事業が振るわない結果となった場合、その責任の所在は一体どこにあるのでしょうか。

私は決断をすることは、責任を引き受けることだと考えています。決断すべき人は常に孤独です。その孤独さと向き合い、責任を引き受ける覚悟が馬淵新町長に、果たしておありなのかどうか。本日私は3つの事柄について質問させていただきましたが、その全ての答弁において、言いようのない大きな不安を感じました。これからの馬淵新町長の政治姿勢をしっかりと見届けるとともに、一宮町にとって有益な政策、事業になっているのかどうか、そこはきっちりと追求していきたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

一問一答でお願いします。

私は、町長の後援会日より、ナンバー6の中に書いてありました記事から、高齢者の交通手段に関することについて質問させていただきます。

これってコミュニティバスとかデマンドバスのことですね。それで、高齢者の方々が外出のときに家の若い人に連れていってもらうのではなくて、ご自分の意思で手続をして出かけるということはとても大切なことです。それで、この記事によりますと、電話で依頼を受け迎えに行く方式の巡回バスとあり、マイクロバスがにこにこサービスのように玄関先まで来

てくれるような印象を受けます。しかし、道路事情はさまざまなんです。デイサービスの送迎車も入ってこられちゃ迷惑のところもあるんですね。ですから質問させていただきます。

例えばの話ですけれども、車がやっと1台通れるだけで、すれ違うこともできないような場所に一人で暮らしておられる方々、こういう方もいらっしゃるんですね。そういう方に対してもこれは対応できるのでしょうか。それともよくある話ですが、デイサービスの送迎車も時々そういうことを言いますけれども、歩くこともリハビリになるからという理由をつけて、どこか広い場所に出てきてほしいということになったりしますが、これやはり住民の方困るんじゃないでしょうか。

私もよく長生村とかで選挙がありますと、デマンドバスの署名活動に協力したりするんですけども、そのとき必ず言われることがあります。この場所にどうやってバスが入ってこられるのと言われるんです。こんな場所に入ってこられないから、私たちは体が弱いから広い場所に出ていくことはできないから、こういうのは反対しますと言うんですけども、それで署名がもらえなかったという苦い経験があったんですけども、車1台やっと通れるか通れないというところでも、玄関先までこのデマンドバスが来ていただけるのでしょうか。それをまず最初に質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 渡邊美枝子議員のご質問にお答えをいたします。

私が今回いろいろな方からご意見、ご要望をいただきまして考えましたのは、新にここにサービスの機能を低下させずに、さらに便利な巡回バスを走らせるということであります。私が考えている方式、現在脳裏にある方式でございますけれども、バリアフリー方式のバスを町内の事業者の方へ委託をしまして、一定の利用料をいただきながら運行するというところでございます。本当にお困りの方には、割引や無料券を差し上げるというような活動でございます。これは、即応体制の巡回バスと考えました。

車がすれ違うこともできないような場所におひとり暮らしでいらっしゃるという方々でも対応できるのかと、また玄関先まで来られるのかというようなご質問をいただきました。私が現在考えているレベルで申しますと、車が1台通れる道路があれば、玄関先まで伺えるということを考えております。

具体的に町内の状況というのをよくよく精査して、車の大きさその他、考えないとならな

と思います。そういったことは、これから進めていくに当たりまして、現実を踏まえて弾力的に考えていきたいと思っています。今後、時間的にも、これも可及的速やかにそちらの方向へ進みたいと思っております。費用を含めてよく検討いたしまして、早い段階から皆様にご相談をさせていただくようにいたします。

なお、これは付随したことでございますけれども、今年度、地方創生加速化事業ということで、交付金、100%交付金をいただきまして、観光客町内循環運行実験事業というものを8月から約2カ月行う予定でございます。ご存じのとおり、主に駅から海岸を回り、そして商店街などを巡回するというものでございまして、これはお買物の拠点にも参りますので、サーフィンの愛好者の方の来訪者、あるいは観光客の方々以外でも、町内のご年配の方々からお子様まで、どなたでも無料でお乗りいただけるバスでございます。

こういったものがございます。これもご注目いただければと思います。詳細は広報のほうでお知らせしますので、ぜひ皆様にはご利用いただき、またご案内をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 再質問させていただきます。

玄関先まで行けるという回答はわかりました。それで、行けるということで考えてくれるということですね。

巡回バスの政策について、実施を期待する声は多いと思われまます。これに期待して町長に投票された方ってきっと結構いらっしゃると思います。そこで再質問を兼ねて、もっと手軽にできるような例を紹介させていただきます。

紹介したいのは、白子町の福祉タクシー事業です。町と協定を締結したタクシー業者を利用して、1回の利用について2,000円を限度に助成するというものです。これはオペレーションセンターとか、後援会だよりに載っていたような大がかりなオペレーションセンターなんて置かなくても、直接タクシー業者に電話して、直接お客様と利用の契約、利用ができるんですね。ふだんからタクシーを利用している方にとっては、そういうほうが良いということです。

それからもう1点、町長の計画では、車椅子も利用できるバリアフリー方式ということでありましたけれども、これは便利なようなんですけれども、これ問題があります。町長は、民間業者を圧迫しないということをおっしゃいましたよね。だけど、車椅子の利用者が一人で利用するにはまず危険な面があります。だからといって、ボランティアさんとか介助者を

伴って利用ということになりますと、今度は介護タクシーというのを営業していた、こういう業者を圧迫することになりませんか。それで、これから介護タクシーを始めたいという人にとっても足かせになるんじゃないでしょうか。

それから、先ほどの循環バスのことですが、これはまだ結果が出ていないので、結果が出るまでは細かいことについては何も触れるつもりはありませんが、白子町方式をいかがお考えなのかということと、それから、バリアフリー方式のバスは民間を圧迫することになりかねませんので、それについてどうお考えか伺います。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） ただいまの再質問でございますけれども、白子町で実施している福祉タクシー事業ですけれども、1回の利用について2,000円を限度に、月2回、年間24回利用できる方式となっております。白子町に住所があり、町税等の滞納がなく、5つの条件のいずれかに該当する方が助成を受けることができるとあります。その5つですが、身体障害者1級、2級の方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、要介護4または5の方、70歳以上で家族による送迎ができない方となっております。白子町方式は、町外にも行ける利点があり、チケット制で、利用した人の申請等の煩わしさもなく、大変よい方式と考えます。

ただ、一宮町には駅があるが、駅がない町村もあるだろう。それぞれ各市町村に合った公共交通が必要であると考えます。今後、実施に向け、詳細な調査と関係機関との協議が必要と思われ、その際、そのときになりましたらご相談させていただきたいと思います。

また、バリアフリー方式のバスについてですが、町内の事業者に委託するという、民間業者を圧迫しないことを考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 今度は要望になりますけれども、詳細な調査と関係機関との協議が必要とのこと、これは当然ですので、これはぜひお願いします。

そして、今までどおりに新にこにこサービスは機能を低下させることなく続けていただきたいです。なぜなら、新にこにこサービスは、もう既に町に定着し切っています。日常のさりげない会話の中にもにこにこサービスという言葉は出てきます。例えば、申請だけしてあるけれども今は自分で運転している。体調が悪いときに利用したいとか、公民館のサークル

活動ににこにこサービスで行った、リハビリになるからと思って入り口の階段は自力で上がっているとか、そういう話です。

白子町の例を紹介したのは、大がかりなオペレーションセンターを設置しなくて、直接タクシー業者に連絡して利用できるシステムだからです。この細かい内容については、それは町で、この一宮町に合ったやり方で考えていただきたいと思いますが、このお金もかかるオペレーションセンターというのを置かなくても、直接利用できるというのは便利じゃないかなと思いました。それから、答弁にもありましたようにチケット制という点もあります。

それともう一つ、バリアフリー方式のことですが、今一宮で現行のサービスで、福祉タクシーという制度があります。これは、要介護3から利用者が月5,000円まで補助を受けられるという制度です。ただ問題は毎月申請しなければならないので、高齢者にとってはかなり煩わしいかと思われます。しかし、この制度は業者を圧迫していません。私は半額使いでチケットの発行を要望しました。これを進めていただければ利用しやすくなると思います。今まで1回しか利用していない人がもう1回利用できるかもしれない。そうしたら利用者にとっても業者にとっても、それはいいことだと思います。

この制度は、町長がかわったからといって、こちらの新しいサービスに切りかえるのではなく、これは真剣に考えて、チケット制にして続けて、しかもチケットを発行する制度にしてほしいと思います。前回、私は議会で要望いたしました。

それと、住民の間にもう既に定着しきっている、この新にこにこサービスの機能を低下させないこと、質も低下させないこと。そして今まで民間のタクシーを利用している人にとっては、白子町のやり方が利用しやすいという声もあるんです。ですから、そういうことを念頭に入れて、町長は新しい巡回バス事業を始めるのでしたら、こういうことを念頭に入れ進めていただきたいと思いますが、このままいきますとにこにこサービスも有料になるようですね。やっぱりこれ無料で、町内だけですし、これを有効に利用されている方結構いらっしゃいますので、そういう有料にするということは、ちょっと考えていただきたいと思います。要望です。

それで、タクシー券というのでも発行してほしいです。どうしても困っている人たちには、ちょっと意味はわかりませんが、そういう方には、でも、みんな困っているんですよ。だから新にこにこサービス、この制度を低下することなくお願いいたします。

続けて、2問目ですが、点灯されなくなった町の街路灯はどうしたらよいかという質問をさせていただきます。

私昨年3月議会で、この点灯されなくなった街路灯対策を質問しました。そのときの答弁によりますと、多額の費用がかかることから、町の補助事業の導入も考え、町と商工会で協議していくとのことでした。あれからどのように協議されたのか伺います。

それから、一つの提案があるんですが、街路灯が設置されたのが平成11年から12年にかけてということですが、省令によりますと、金属製の街路灯及びガードレールというのは、耐用年数が10年ということになっています。それで、一宮のこの街路灯は撤去費用は個人負担で3万円と消費税ということでかなり高額です。商店主が高齢化してやむなく閉店した店舗もあるということは、前回の質問のときに取り上げました。前回は、撤去のための費用を町で何とか補助してもらえないかというのが、住民から提案を受けてのことだったんですけども、しかしこれについても難しい問題、つまり今まで自費で撤去していた住民がいることなどがありまして、解決には至りませんでした。

そこでですが、町長が商店街と海岸沿いのエリアの活性化を、後援会だより8番目の中にも書かれていらっしゃるね。耐用年数も過ぎて点灯されないのが目立つ街路灯、これを全部取りかえるというのはいかがですか。これ、撤去の費用を町が持つんです。

今度はその新しいものを撤去したときの、撤去するとき11年後ですか、10年後、撤去する際のルールづくりを納得いくまでやってみてはいかがでしょう。これ撤去のルールがちょっと、今の街路灯については全部個人負担で、それで高齢化によって撤去できるだけの力がなくなっちゃった方とかいらっしゃるんで、町の美化とかそれ以前の問題なんですけれども、こういうことをやってみては、撤去についていろんな、町と住民と商工会とで、こんなふうにしたことを、もっと納得のいく本当にわかりやすい方法で、ルールづくりをつくってみてくださってはいかがでしょう。よろしくお願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 渡邊議員のご質問にお答えします。

商店街の街路灯は、平成11年から12年にかけて組合を設置し、1基16万5,000円を県、町、本人の3分の1ずつ、本人負担5万5,000円で88灯、2灯式街路灯を187基設置し、電気代維持費は本人負担でこれまで行ってきたところです。その後組合は解散し、閉店する店も出て、一昨年9月時点で街路灯は撤去済み11基、不点灯16基、また2灯のうち1灯が不点灯16基となっています。撤去については補助事業もなく、既に自己処分している人もいる中で、町単独での補助は難しいという結論でした。

また、街路灯新設の補助事業について商工会と協議をしたところ、補助金300万円が上限額という補助事業しかなく、平成11年から12年にかけて行った総事業費3,000万のうち、1,000万の補助にはほど遠く、街路灯新設は現在のところ断念せざるを得ない状況です。

今後、商店街の灯については、県の水銀灯など明るさを求めると少しでも可能性がある限り考えていかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 撤去も新設も難しいということは、これはよくわかりました。しかし、美観を損ねているという住民の指摘もあります。今のうちは美観だけで済んでいるんですけども、これが次々と点灯されなくなれば、安全の面にも、安全もかなり損なわれます。歩行者もドライバーも暗い夜道というのは不安なものです。残業帰りのサラリーマンは黒っぽい服を着ていますから見えないんですよ。車で暗いところだと。そういうことがかなり不安です。

街路灯はもちろん個人のもですが、町のためにもこれ必要なものだったんですよ。今後の対策、県の事業という形にする、これ町のためにも必要なものですので、今後の対策をもう一度伺います。

○議長（島崎保幸君） 小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 渡邊議員の言うとおりの、今のうちは美観だけで済んでいます。次々と点灯されなくなれば安全も損なわれます。歩行者もドライバーも暗い夜道は不安です。街路灯は個人のもですが、町のためにも必要なものです。今後商店街の明かりについては先ほども話したとおり、県の水銀灯など明るさを求めて、少しでも可能性がある限り考えていきたいと思えます。

また、一宮町は地方創生の総合戦略プランで都市軸の整備を挙げておまして、今後駅を中心に商店街活性化を目的に整備、計画していく予定で、今年度は空き店舗再生を主な目的に3,000万円の100%地方創生加速化交付金を予算化してあります。来年度は国交付金50%となりますが、交付金申請をする予定で、商店街の皆さんから街路灯を新しくしようよという声が出るように、商店街を活性化させる努力をしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 要望になりますけれども、県の水銀灯もそれは有効だと思います。

でも、古い街路灯が耐用年数を過ぎても撤去されないままにして、水銀灯を設置するわけですから、街路灯は個人の敷地内にあるわけで、その外にこの県の水銀灯を立てるわけですよ。それは可能だとは思いますが。それはそうしてもらえば安全のほうは何とかかなると思いますが、今度はそれでは美観がどうかという問題になります。

ですので、この問題、町の街路灯は昼間は用がない問題ですけども、ちょっと見上げてみると、あの街路灯の下のほうに黒い何かいろんなものがたまって、昼間でも美観を損ねているんです。ですので、これについても真剣に考えてほしいと思います。

次、3番目の質問が就学援助の入学準備金は実情に合わせて支給をしてほしいという質問をさせていただきます。

就学援助というのは、小中学生の子供のいる家庭で経済的に困難があるとき、学校にかかる費用を支給する制度です。子供の貧困が今6人に1人と言われています。そうした中で、こういうことを周知する。その周知の徹底はもちろん言うまでもありません。しかし、支給する時期にも、これ問題があるんです。

現在、子供が中学校へ入学するときには、制服代などで7万から8万円かかると言われています。入学準備金というのは、入学する前の2月から3月に必要なわけなんですけれども、支給されるのが入学してから数カ月もたってからなんです。そろそろ夏服の準備をしなければならなくなったそのときでも、まだ支給されていないということでした。私、5月のゴールデンウィークの後に、ちょっとお母さんにお伺いしたところ、まだ支給されていなくて、これから中学校の夏服を注文しなくちゃいけないということでした。

それで、入学準備金を入学前に支給した自治体というのものもあるんです。愛知県知多市、それから福岡県福岡市、それから福岡県日田市、東京都板橋区、それから新潟市、青森市です。長生郡市でも白子町が大変いい返事をしてきているそうなんです。一宮町では、この支給の時期っていつごろでしょうか。

一宮町でも入学前の2月から3月にかけて、この時期に支給すべきではないでしょうか。いかががお考えか伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、渡邊議員の就学援助の入学準備金についてお答えいたします。

現在、児童・生徒の就学援助につきましては、一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援

助に関する要綱に基づきまして実施しております。就学援助の手續状況といたしましては、3月に申請を受け付けている継続しております申請者と、4月になってからの受け付けとなる新規の申請者の認定審査をすぐに行っております。そして、翌月の5月末に支給しております。また、当初の支給の際に、5月の支給の際にですが、新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金だけではなくて、年間分の学用品費などを一括いたしまして支給いたしております。

なお、入学前の支給の時期につきましては、要綱の改正を含めまして検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 5月末支給とのことですね。また年間の学用品などをあわせて支給しているという、このことはとてもいいことですが、支給の時期はやっぱり入学前にすべきと思います。すべきでないでしょうか。これ、声を上げない人が多数いるから、それでいいとお考えでしたか。声を上げられないんですよ、本当は。それに声を上げづらいし、声を上げるには忙しいんです。

こういうお母さん方、困っているお母さん方というのは、本当に忙しいんです。仕事を2つ持っていらっしゃるんです。パートで2つかけ持ちとか、いろいろやってらっしゃるんです。ですから声を上げない人が多いからと、決してそれで満足しているわけじゃないです。ですからこれは入学前にすべきです。

それからもう一つ、修学旅行の費用、これも事前に支給すべきものではないでしょうか。修学旅行ってとても大切な行事だと思うんですよ、子供にとって。それがもし最初に支給されなくて行かれなくなったりしたらどうしますか。いかがお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、渡邊議員の再質問、修学旅行の費用の事前支給についてということでお答えいたします。

就学援助の認定の児童・生徒につきましては、小学校6年生と中学校3年生ですが、その修学旅行の費用について支給はしております。支給につきましては、その時期が来ますと、一旦費用を保護者の方々に立てかえていただきまして、どうしても精算が出てきますので、精算額が決まり次第、学校を通じまして保護者の方々に支給している現状でございます。

指摘がありますとおり、今後は学校と協議いたしまして、旅行前にできるだけできるよう

な方策をやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 要望になりますけれども、先ほど申しましたとおり、修学旅行、本当に大切な行事です。これは事前の支給検討ではなくて実施されることを望みます。事前にお金がなくて行けないということは、これ悲しいことですよ。入学準備金については一つ申し上げます。文科省の小松初等中等教育局長が日本共産党の田村智子の質問に対してこう答えているんです。「児童・生徒が援助を必要とするとき、必要とする時期に速やかに支給できるように通知していますが、市町村に引き続き働きかけていく」と述べています。

市町村に働きかけていくそうですので、この小松初等中等教育局長がです。そういうわけですから、町でもこの入学準備金を入学前の支給ということについては、もう検討という段階じゃないんです。速やかに実施できるように準備を始めていただくことがよろしいかと思えます。もちろんここでやれるなんて言えないでしょうから、こっそりでいいですから、準備をしておいてください。

だって町長も教育に口を挟むんじゃないくて、教育を受けやすく、子供たちが受けやすいようにしてくれるのが首長の役目なんです。だから、教育のことをああするこうするというんじゃないくて、まず受けやすい環境をつくってください。それだけは要望してありますエアコンのこともありますが、こういう入学準備金とか修学旅行のこういうお金を、事前に支給するという事だって大事なんです。ぜひこれはお願いしたいと思いますので。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（島崎保幸君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

馬淵新町長になって初めての議会であり、全般を通じてその政治姿勢を問うものであります。

私は選挙前、馬淵町長も前町長も同じ町民運動を取り組んできた中で生まれた、いわば同じような勢力の方々であり、話し合いができなかったものかと残念でなりません。し

かし、町民は新町長を選択したのであり、期待も大きいものがあると思います。馬淵新町長自身も当選後の抱負を述べた中で、今後の町政運営については玉川町政の全てを白紙に戻すと考えているわけではないと、よい点は積極的に継承して悪い点は補う。こういうふうに説明したと報じられておりました。

そこで、新町長の町政に臨む政治姿勢を伺うものであります。

さきの町長選挙の公約には、財政負担を伴うものが多く見られます。町長自身も、地方交付税や国の各種戦略に頼るだけでは十分に対処できません。町の税収そのものをふやしていく財政強化策が何としても必要です。このように述べておりました。税収増加策の具体化を同後援会だよりのナンバー3では、政策大綱で述べている。この具体策について伺いたいと思います。

きょうの所信表明を聞いて、本質的な問題としての解決を図るべきもの、①現場主義に徹する。②できるだけ多くの方々に早い段階からプランニングに参加してもらう情報公開と住民参画の考え方であります。③として、町の事業者、住民、町当局にとって直接的に財政的潤いをもたらす戦略をとること。この3本を基本的柱とすると、こういう表明をされました。

各分野についても、理想とするところ、そしてまた目標も述べております。しかし残念ながら、目標まで進む手だて、段取り、およそいつごろまでに達成したいのか、この数値目標が見えてきません。実は馬淵昌也後援会ニュースに展開された、各種政策もこの点が見えなかったんです。町民はそれぞれ自分の希望に沿った政策提起を見て、大きな夢そして期待を膨らませていったんだと思います。

私は、新町長がさまざまな夢を語り、町民の暮らし向きをよくする施策を、今度は執行する側に立った今、町民を裏切らないよう執行することを強く求めるものであります。そして、みずから示す目標に向かう道筋を示していただきたい。現状を勉強して、みんなで協議、これではちょっと無責任ではないでしょうか。

前町政を見て改善点がたくさんある。それを心に秘めて当選したらこうするんだ、ああするんだということを検討してきたんだろうと思います。特に、財政強化策、これは全ての政策の根幹をなすものであると。具体的年次計画、目標値などを伺うものであります。

町長は、前町政のよい点は積極的に継承し、悪い点は補うとしておりましたが、政治姿勢を見る上で、町長の報酬問題があります。前町長は、後援会の皆さんや町民の方々にアドバイスをされた中で、報酬の20%カットの条例を提案し実行してまいりました。今議会で、新町長からも提案があるものと思っておりましたが、条例にも所信表明にも触れられていなか

ったので、あえて伺いたいと思います。

現在の、町長の報酬、各町村同じで月78万8,000円です。しかし、減額条例で一部カットしている自治体もあります。ちなみに78万8,000円、これは源泉徴収で税金、そしてまた共済費を引いても手取り月63万円余の手取りになります。前町長の言うように、20%カットしても額面63万400円になり、手取りは50万を超えます。報酬カットで町民要望に予算を回すのは、どのような判断で積極的継承をしなかったのでしょうか。説明を求めたいと思います。

次に、農業振興策について伺います。

これも馬淵町長の直接のお言葉で出されたというよりも、私たちは後援会だよりの政策論集とでもいうような、ナンバーを重ねた、そういう発行物を見て検討するしか材料がございませんでしたので、後援会だよりのナンバー7に農業特集が発行されておりました。馬淵町長、町民の皆さんの声を聞き、メモをとり、まとめられたのかと思います。

初めに、一宮町農業の現状認識を伺いたいと思います。ナンバー7では、後継者不足、人手不足の解消、このような柱が立っております。そこでは、一国一城の主、自分自身でさまざまなことを決定できる魅力的な仕事であることが述べられていました。生き物を相手にする非常にやりがいのある仕事であり、町が農業の魅力を発信して農業のイメージアップを行い、後継者の育成に努めますと。一面正しい認識ではありますが、同時になぜ魅力ある産業とならないのか。なぜ就農者の高齢化が進み、後継者不足が生まれているのかの認識を伺いたいと思います。

次に、農業と地域にとって死活の問題であるTPP協定の影響の問題です。町長の考える町農業の振興策と合致しているとお考えでしょうか。伺いたいと思います。

また、生産費を大幅に割り込んでいる低米価の改善策はいかがでしょうか。以前の議会でもたびたび取り上げてきた問題でありますけれども、全国平均の米1俵の生産費は約1万6,000円前後であります。現在の米価の農家手取りは1俵1万1,000円から2,000円前後で推移しております。一宮町の農家は、約9割の農家が稲作を営んでいる。こういう状況で、この生産費割れの総額は1億円を優に超える状況であります。

稲作は、野菜づくり、果樹、花、畜産など、あらゆる経営体系に強く影響を及ぼしてまいります。これは、稲作をやめて野菜づくりをふやすとか、そうするとまた生産過剰、そういうような微妙な関係があるんでそういうことを言うんですけれども、同時に農業、農村の衰退は、商店とか商業、これにも地形上の問題もありますし、強く影響を及ぼします。一宮町は中心部に商店街、その周りに農村部が広がる。こういう形態でありますから、農村の疲弊

というのは、そういうような形で影響してまいります。したがって、T P Pや低米価対策は、人口1万2,000人のまちづくりそのものであります。しっかりとした取り組みを伺いたいと思います。

今、稲作栽培でジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の食害問題が広がっております。今から六、七年前にも議会で対策を求めた経緯がございます。当時は海岸3町村で県に対策を要望しております。当時の県の対策では、ジャンボタニシは南方が原産ということで、冬場に田の起耕をして寒気にさらして駆除する。あるいは深水のところをつくらない、浅水管理で稲作栽培をするなど、指導があったということでもありますけれども、最近の暖冬の影響もあるのか、ジャンボタニシは越冬しております。冬の寒さに当たっても死なない体質になっております。

主食用米の生産であれば、ひどい食害については水稲共済での救済も受けられるんですけれども、低米価対策で取り組んでいる飼料用米栽培で食害を受けると、その米価単価が低いために補助金で成り立っていると、こういう構図になっておりますから共済での救済は成り立ちません。ちなみに飼料米は1キロ10円です。1俵60キロで600円です。これが満額補償されても経営の役には立ちません。こういうことで、新たな問題も引き起こしてしまっているということでの対策を伺いたいと思います。

農業問題の最後には、同じくニュースナンバー7にある、地産地消の強化の項目で、学校給食においては食育という観点と絡め地産地消を推進します、このような記述がありました。この提起には賛成です。以前、東浪見地域で東浪見小学校の給食食材、これを味の里直売所から野菜を供給した経験がありますけれども、このときの経験では町の姿勢と実際に携わる栄養士さんの努力、これで成功するか失敗するか、これが決まってくる。このように感じた経験を持っております。

幸い一宮町は、温暖な地域でありますから、契約をすれば多品目の野菜供給は可能であります。この学校給食への野菜供給ということの具体化として、これも白子町で行っております学校給食運営委員会、こういったものを立ち上げ準備をしていけば、十分この一宮町でも可能になってくるのではないかと、このように思いますが、この点でのお考えをお聞かせください。これは教育長のほうによろしく申し上げます。

次に、町民福祉としての国保問題について伺います。

この国保問題、たびたび取り上げてきましたけれども、新町長のもとでは初めてなので、現状認識をまず伺いたいと思います。

以前の質問でも国保の構造的問題として国民皆保険としての取り組みの中で、低所得者が多く加入し、国の負担なくしては成り立たない保険であることを述べてまいりました。国民健康保険法第1条には、国保は社会保障及び国民保健のための制度だ、こう規定しております。そして第4条には、国保の運営責任は国が負っている。そのことも明記されております。国の財政支出のもと、基礎自治体である町は、保健、福祉とも連携しながら、住民に医療を給付する仕組み、これが本来の国民健康保険であります。

しかし、昭和59年、1984年の国保の法律の大改悪以来、国庫負担の割合が総医療費の45%を国が負担していたものが、保険給付費の50%、このように変えられました。ご存じのように保険給付費というのは、町が負担するいわゆる7割分です。その50%というふうに国の負担が変えられました。さらに、介護保険がつくられ後期高齢者医療保険と、立て続けに別枠で保険ができるたびに、事務費等も改悪をされ、保険税負担は加入世帯の支払い限度を超えるような過酷な実態になり、現在に推移しております。

これまで平均的なモデル世帯をつくり試算を伺ってきましたが、3月の確定申告も終わり、所得実態も確定した中で、国保加入者の平均所得額は、一般、退職者、それぞれ幾らになったんでしょうか、お答え願いたいと思います。また、国保加入者の平均所得額、この平均所得額以下の世帯、これは全加入世帯の何%を占めているのか、これもお答え願いたいと思います。

そしてまた、この全加入世帯中の法定減免世帯、低所得者には法律で定められた減免制度がありますけれども、この法定減免世帯の割合は全体の何%になっているんでしょうか。そして、平均所得世帯を中心にモデル世帯を設定していただき、これは両親と子供2人という設定で、その税の負担額は幾らになるか。そしてその世帯の所得税の額は、今度は所得税です、所得税の額は幾らになるのか。これもお示し願いたいと思います。

現在の町の国保特別会計の現状、財政調整基金、いわゆる貯金は今ゼロ円です。ただ、27年度から28年度に移る繰越金が、出納閉鎖の後、約8,000万円と聞いております。この詳しい現状はどうでしょうか。これもお示しいただきたいと思います。

以前の調べでも所得250万円夫婦、子供2名の家族をモデル世帯とした場合に、保険税は34万円から35万円かかっておりました。非常に高額であります。負担能力、支払い限度額、超えた実態になっています。国保会計は健全運営がされていても加入世帯は不健全財政に陥っているので、法定外繰り入れの決断をしても税の引き下げは行うべきだというふうに考えます。そして、これまでも主張してまいりました。税引き下げへの考えについて、新町長の

政治判断を求めるものでありますけれども、見解を伺いたいと思います。

ちなみに県内54市町村中、法定外繰り入れをしている市町村の数は平成26年度の統計ですけれども、27市町になります。その合計額は151億3,200万円、ちょっと端数はありますけれども、そのようになっております。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） さまざまご質問をいただきました。舛場博敏議員のご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず1つ目、私の政治姿勢について問うということでございます。大きく2つの点があったかと存じます。一つは、財政強化策について具体策と目標値、額、年度などはないかということでございます。もう一つは給与の20%カット、玉川町長が実施していらっしゃったものでございますけれども、これについてどのような考えを持っているかということであったかと存じます。

まず1つ目の財政強化策、これにつきましては、先ほど藤井幸恵議員からいただきましたご質問と趣旨が重なるところがございます。私といたしましては先ほど申し上げたこととかなり重複いたしますが、もう一回述べさせていただきたく存じます。

財政強化策の基本となる考え方として、5年間の、この5年間約1億円前後で推移しております法人町民税、また5億5,000万前後で推移している個人町民税、そして6億前後で推移している固定資産税がでございます。こうしたものの納入額を念頭に置きまして、これをあくまで経済活動の活性化、新規住民の計画的導入などの各種施策を行うことによって、大幅にふやしていく戦略をとっていきたいと考えているわけであります。

具体的な方策につきましては、先ほど申し上げましたが、私は幾つかの初歩的アイデアを持っておりますけれども、現実に即して一つ一つ具体化していかなければなりませんので、現在の段階ではいまだプランとして明確な形にまとめてはおらない次第であります。したがって、年次計画もいまだ策定ができていないということでございます。

今後、私が現在初歩的に持っておりますプランを、皆様にもご紹介させていただきながら、立案、実施していくことを考えたいと思います。その折には、職員の方々、そして議会議員の皆様にも、早い段階からお諮りをしてまいりたいというふうに考えている次第であります。

的確で有効な増収策を確実に策定するためには、独断専行ではなくて、皆様にご意見をいただきながら、現実を踏まえて進みたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それが1点でございます。

また2つ目、給料の20%カットの問題でございますけれども、私自身は選挙戦を通じまして報酬カットには全く触れておりませんでした。私は正直なところ町長職の政治活動に幾ら必要なのか、私には全く残念ながら見当が付きませんでした。その中で、報酬カットを掲げて戦う気は全くございませんでした。玉川町長のお考え、あるいはご姿勢とはまた違いますけれども、状況も異なるということでございますので、私自身の対応が違うということに、ご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

続きまして、農業……いかがいたしましょう。続けていいかと。

○議長（島崎保幸君） どうぞ。

○町長（馬淵昌也君） 農業の問題に関してのご質問をいただきました。

私自身の農業観、一宮町農業に対する現状認識ということでございますけれども、なぜ、魅力ある産業となっていないのかということでございます。

私といたしましては、日本農業の衰退といったこと、もう長く語られておりますが、大変多くの要因があって簡単に総括するのが難しいと考えております。ただ、私としては大きく考えますと、制度的な面ともう一つは、これは従属的な面でございますけれども、文化的な面とかあるというふうに考えております。制度的な面と申しますのは、歴代政府が、一つの要因でございますけれども、私の考えでは工業製品の輸出を促進するために、国内農業の関税による保護を下げてきたといったことが大きな文脈を形成していると思います。要するに農産品の価格が低下するということであります。

そうしたこと、それからもう一つは、一方で農業が家父長社会、そうした伝統的なイメージ、あるいはそういったさまざまなイメージをまとっていたことというのは、従属的な要因でございますけれども、農家の若い世代の方が農業離れをする促進要因になったと考えております。

しかし、私といたしましては、農業についての文化的イメージは既に大きく改善されていると思います。今回、私この6月議会に向けまして、私の記憶を少し呼び覚まそうと思ひまして、過去の新聞などを調べてみたんですけれども、はっきりと記事が見つからなかったんですが、若い世代の農業に対するイメージの調査を政府が行ったものがしばらく前に報道さ

れた記憶がございます。これが大変農業に対する期待が高いということが載っておりました。これは確実な記事を持ってこられるとよかったですけれども、残念ながら見つかりませんでしたので、申しわけないんですけれども、その中で私としては、先ほどもおっしゃっていたただいたとおり、経済規模の大きい独立の経営であるということで、農業は隠れた魅力的な職業となってきたと思います。

そういう中で、行政側の課題といたしましては、一つは、この農業の魅力を農業者団体ともに行って、さらに多くの人々が農業に従事するという機運を高めるということが必要だと思いますが、より本質的な問題としましては、特に制度的・経済的サポートを通じまして、農家の農業従事者の皆様の収入の安定といったこと、これを図りまして、近年ふえつつある若年の就農者を、継続的にふやしていくということが大事なのではないかと考えております。

引き続きまして、TPP協定の影響についてでございます。

これは、今不透明な状況になってきております。国会での審議が進まない。また、アメリカの大統領選挙にかかわって、各候補皆さん反対でいらっしゃるということでもあります。そういうことでもありますので、今後の情勢を注視していきたいと思っております。もしこれが進むということであれば、町のほうでも的確な対応をとっていきたいというふうに思います。全体としては関税を下げっていくということでもありますので、私どもは相当覚悟して対応をする必要があらうかというふうに考えております。

またもう一つ、ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の問題をいただきました。これにつきましては、本町では、一宮町では、平成21年1月の広報でジャンボタニシ対策アラカルトと題しまして、駆除方法を広報に掲載しまして承知を図りました。これが一番最初の試みであります。その後、県が作成しましたチラシを農家組合を通じて各戸へ配布しまして、さらに周知を図ってきた次第でございます。また、平成21年6月には、白子町、長生村、一宮町の3町村長連名で県へジャンボタニシ駆除対策支援の要望書を出すといった経緯がございます。

そのころ、県では各地で生息確認や試験圃場での実証実験を行ったというふうに伺っております。それらの数値が今、残念ながらはっきり確認できないということでもあります。が、先ほどもご案内いただきましたチラシに、県、町が配った県が作成したチラシですね。これに浅水管理、水を浅くするとジャンボタニシは動けないということで、食害が減るということでもあります。それから卵を水中に落とすと、これはふ化できないということでもあります。石灰窒素の散布、冬場の耕起、これは何度もこれを耕しますと、殻が割れて貝が死ぬという

ことで、回数を重ねるとかなり貝が減るということでもあります。こういうことなどは、かつてのタニシで一定の効果があつたということでもあります。

今後こういった対策を進めることは必要と思っておりますが、今もおっしゃられたとおり、暖冬などの影響もあつてかと思えます。繁殖力が強いジャンボタニシを撃退するには、なお問題がたくさんあります。個々の農家の皆様のご努力だけでは限界があると、大変痛感をいたしております。ことしは特に被害がひどく、田んぼですね、水田、穴のあいているところが大変多いわけでございます。大変心を痛めております。私どもといたしましては、新たな対策を県にお願いいたしているところなんでありますけれども、地域全体で取り組む体制をこれからつくっていく必要があるかと思っております。

また、ジャンボタニシ対策では、例えばこれに効く薬剤などの報告もでございます。こういったものへの助成なども検討していくことは必要ではないかというふうに考えている次第でございます。

以上、ジャンボタニシについてのことでございます。

あと、地産地消の問題は教育長。ひとまず。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 地産地消の件で、私の方から答弁させていただきます。

学校給食では、食育という観点を絡めて地産地消というのは非常に大事なことだというふうに認識しておりまして、現在でも教育委員会では、かなりの部分で地元産の、特にお米は100% J Aのほうからお願いをしておる。それから一部、例えばイチゴとか野菜等々については、地元のお店から納入していただいているというふうな現状もでございます。

ご質問にありましたことでございますが、今年度はこれまでの取り組みをさらに検討させ、確認をいたします。そして、畑場議員からご提案のございました学校給食運営委員会、この名前どおりになるか、それはわかりませんが、ご意見を取り入れまして、協議を行って我が町に即した効果的な取り組みというものの恒常化を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに答弁ございますか。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） 畑場議員からいただきました国保の関係につきまして、私からは構造的な問題と、それから国保特別会計の現状についてお答えさせていただきます。

国保加入者平均所得額についてでございますが、平成28年のデータでございますが、一般で138万円、それから退職者で114万円でございます。また、平均所得以下の世帯は、加入世帯の64.8%を占めております。法定減免世帯割合につきましては、全加入世帯中47.3%でございます。

次に、平均所得世帯を中心にしてモデル世帯を想定した場合でございます。夫の所得が140万円、妻と16歳以下の子供2人を扶養している家族を、モデル世帯として想定してございますが、保険税につきましては概算で30万7,000円でございます。また、所得税につきましては、基本的な控除額を差し引くと1万9,500円でございます。

次に、町の国保特別会計の現状でございますが、医療費は年々増加する傾向にあります。平成27年度は前年度比で約1億円増加しております。その額は10億円を超える結果となっております。また、単年度収支を見ますと、現在の税率でも約3,300万円の歳入不足を生じ、その不足分を繰越金で賄っている状況でございます。

今回、約8,000万円の繰越金が出ましたが、財政調整基金もないことを考えますと、現在の税率を維持した状態でも、将来健全な財政運営ができなくなることが予想されます。平成30年度から国保財政は県に移管されることが決定しております。町としても被保険者の税負担を考慮に入れて、平成30年度まで慎重な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 続きまして、舛場博敏議員からいただきました、国保問題につきましても、③の町民福祉の観点から税は軽減すべきかと思うが、町長の見解はいかがですかというご質問にお答えを申し上げます。

ただいま税務住民課長のご説明にもありましたように、国保財政は大変厳しい状況にあります。私は町民福祉の観点から見て、税負担について考えることは大変大事なことだと思います。もちろん一般論として申し上げれば低いのにこしたことはないということでございます。このような中、しかし一方で財政の問題がございます。したがって、町としてこの健康保険制度を維持していくということを第一に考えて、健全な財政運営ができるように努力してまいりたいと考えます。

さらに、今後の国の社会保障制度あるいはご存じのとおり、平成30年度以降の県の財政運営に期待をしていたということでもあります。平成30年度以降、この国保財政が県に移管されるということで、今も税務住民課長からもご説明を差し上げたとおりでございます。そうし

たことで、県の運営に期待を寄せさせていただき、その中で町にできることを模索しながら、町民福祉について尽力したいと考えております。

先ほど、法定外繰り入れの問題についての町長の考えを問うということでもございましたけれども、私は一般会計からの繰り入れというのは、やはり一般会計の納税者の方々に社会保険その他におられる方、そちらの方々へは国保の還元というのではないわけでございますので、私はその点は原則として繰り入れをしない方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ですか。

○14番（舩場博敏君） はい、再質問です。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○14番（舩場博敏君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、自主財源を確保する財政強化策についてであります。これはやはり提案というか、選挙中いろいろな政策を提起しておりますけれども、このほぼ全ての政策の根幹をなすものであります。経済活動の活性化、新規住民の計画的導入などを通じて、大幅にふやしていく戦略をとっていきたい。こういうことを述べておりますけれども、これはどんな想定を考えての提起なんでしょうか。自主財源の強化策といっても、仮に2億円ふやしたとしても、その分地方交付税が減額されます。ですから、実質町財政は25%程度、5,000万円程度ふえるだけと言われております。

町民に過剰な期待を持たせ、できませんでしたと、町民を裏切ることのないように。玉川町政がやれなかったこの点をこう改善したいんです。財源をふやし、実現を図りたいと、初步的アイデアでもぜひ提示を願いたい。

先ほど、東京駅周辺、大企業が密集しているところから企業を呼び込む。企業もそれぞれ生き残り策を考えておりますから、効果的などころがあれば、こちらが呼ばなくても来るわけでございます。何か特別の秘策をもって、そういった企業を呼ぼうとしているのか、ぜひもう少しご提示願いたいなというふうに思います。

もう1点、政治姿勢として報酬問題を取り上げましたが、先ほど税務住民課長が国民健康保険問題、町民の所得水準を発表されておりました。よくおわかりいただけたかと思います。これは国保の問題だけでなく、福祉の問題でも同様の例がたくさん出てまいります。本当に弱者の立場に立てるかどうか。人間というのは弱いもので、貧困の苦しみは同じになればと言いませんけれども、余りかけ離れた経済状態からはわからなくなってまいります。庶民の

感覚で行政執行するには、手取り50万円あれば十分ではないですか。期末手当もあります。再考を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

町長の政治活動に金がかかるかどうか見きわめたいと言いますが、町長は町の仕事として政治活動をやるのであれば、交際費もありますし、それなりの予算化もされているわけがあります。ですから、もう一度この辺の英断を振るっていただきたいと思います。これは選挙公約には確かにありませんでした。しかし、玉川町政のいい点は積極的に継承する。悪い点は補うと。継承しなかったということは、これは悪い点というふうに判断されたのか。さっきそれを聞いたんですが、その辺の判断はどういうふうにしたのか、もう一度伺いたいと思います。

次に、農業問題について再質問させていただきます。

町長の答弁にあった、農業衰退の要因、制度的な面と文化的な面が2大要因であり、文化的なイメージは大きく向上しているのも、その魅力をさらに発信したい。こういうことではありますが、聞いていて少し違和感を感じております。農業は町長のおっしゃるようにすばらしい産業のはずであります。国民の食料を生産すること、それも土づくりにこだわり、有機物をたくさん入れた優良堆肥をふんだんに使い、植物の本来持っている生命力を最大限に引き出した栽培を行えば、農薬も減らすことができるし、安心・安全で消費者にも喜ばれる生産物ができます。

阻害しているものは何か。はっきり言って農政であります。町長も言われた工業製品の輸出促進のため農業を犠牲にする農政です。関税を下げて保護をなくせば、オーストラリアやアメリカ、ニュージーランドなど、経営の規模、状態が全く違うところとの競争になります。これは太刀打ちができないのは当たり前であります。工業製品と根本的に違うのは、工場で作る製品と自然を相手に生産をする農産物の違いです。だからこそだご味もあり、魅力があるわけであります。

以前の時の政府は国際分業論といった間違っただけの方針をとったことがあります。農業を守り発展させるためには、本気になって農業分野に予算をつける。落ち込んだ食料自給率39%、今穀物自給率では27%になっております。これを自給率50%以上に回復させる政策をとる必要があります。食料というのは、そういう点では戦略物資になります。独立を脅かす作物にもなるわけであります。ですから、そこに防衛費と同じような予算をきちっとつける。こういってことが農政の中では大事になっていると思います。

町長の答弁の中で、行政側の課題として農業の魅力をさらに発信する努力を農業諸団体と

ともに行うとありましたが、町内農業関係者の団体を網羅した団体というのはあるのでしょうか。農業の魅力、魅力ある農業とは、これは採算のとれる農業であり、家族を養える農業でなければなりません。制度的・経済的なサポートをさらに強化して、こういうことを言われておりますけれども、具体的に何を想定しての取り組みとなるのでしょうか。予算の裏づけはどのようにするのか。もう少し立ち入ってお伺いできればと思います。

農業を衰退に追い込んだ原因認識がしっかり定まっていなくて対策が間違っています。新規就農者への青年就農援助金も援助金が終わったら、さようならということではなくて、やはり終わらないうちに根づく就農者が生まれる。このような援助が必要でありますし、地域を挙げたサポートが必要であります。具体策があればさらに伺いたいと思います。

また、一昨年からの低米価問題、市場の相場で動く中での政府は、需給調整のための市場介入はしない。こう言っており、なかなか出しませんでした。原因は市場にあふれた余剰米であります。にもかかわらず余剰米対策としての政府備蓄米の買い上げも行いませんでした。唯一やったことは、集荷業者に対して市場に出さないでほしいと、倉庫にしまっておいてほしい、こういう指導をしたぐらいであります。

一方で、そういうふうには米余りがわかっていて、ガット・ウルグアイラウンドでのミニマムアクセス米、毎年77万トンを入力しております。これはずっと輸入しています。また、今年度のTPP交渉の中で、アメリカ産米7万トンの輸入を約束する。こういったことも平気でやっております。まさに逆行する政策をとり続けているわけであります。

低米価対策要請行動の中で、唯一飼料用米の生産と普及、主食用米からの隔離政策で、1キロ10円では生活になりませんから、一定の補助を上積みして成り立つようにした。こういうことが唯一政府がとった対策であります。

農業に後継者がいない、できないのはなぜか。産業として成り立つ収入がないからであります。町長答弁で違和感を覚えたのは、国政、農政に対して本気で地域の声を上げる気があるのか伝わってこなかったからであります。この点で、米価対策やTPP協定批准するなど地域の声を発信する気があるのかどうか、再度伺いたいと思います。

最後は、国保問題についての再質問をさせていただきます。

町長の答弁では、町民福祉の観点から見て、税負担について考えることは大事なことで、こう言いつつも、健全な財政運営ができるよう努力していくことというふうに述べただけで、税引き下げの決断はしない。このように発言をされました。

町当局が明らかにした直近の指数、国保問題を見る上で非常に重要であります。国保の一

般加入者の平均所得138万円、よく数字を見ておいてください。そして、この平均所得額より低い加入世帯は全体の64.8%であります。7割近くのところがこの低い平均所得よりもさらに低い。こういうことになります。法定減免を受けている世帯は加入者世帯の47.3%、半分近くの世帯は法定減免を受けなければやっていけない、そういう低所得世帯であります。

いかに脆弱な状態かわかると思います。この脆弱な基盤を持つ国保世帯に、町の国保財政を健全にするために税負担を負わせる。これがどういうことかよく肝に銘じていただきたいと思います。そして、この平均所得世帯のモデルとした試算では、所得140万円世帯、夫婦子供2人、これが保険税では30万7,000円ということでありました。所得140万円とは、収入金にすれば約225万円です。年間225万円の収入のある世帯が所得140万世帯といえます。この225万円から国保税30万7,000円、所得税1万9,500円、国民年金約36万円、これを引くと年間156万3,500円。これで家族4人が暮らすことになります。月13万292円です。生活費はこれだけです。

今、このモデル世帯と同じような世帯の構成で、生活保護世帯が月に幾らもらっているか、福祉健康課のほうから伺いました。月14万9,050円です。当然アパートは3万8,000円ぐらいまでは住居扶助が出ますから、さらに国保税も払いません。医者にかかれば医療費扶助が出ます。ということで、既にこの時点で国保加入世帯のほうが、月2万円も収入がないんです。しかも医者にかかればさらに医療費3割負担があります。

これで、健全な暮らしと言えるでしょうか。先ほど町長は、国保会計の健全財政運営に努めると、こう言いましたが、酷税を支払う過酷な税のほうですね、酷税を支払う国保加入者は、不健全な暮らしを強いられているではありませんか。弱者の心がわかる政治を求めたいと思います。これはもちろん国が国庫負担金を増額することを求めるのは当然であります。ですから、今までと同じように、あらゆる機会に国への国庫負担金増額の要求はしていただきたいと思います。緊急避難的にも一般会計からの繰り入れで税率を引き下げるべきであります。7月の賦課までまだ少し時間があります。国保運営委員会もまだ開かれていないと思います。政治判断を強く求めますが、再度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 畑場博敏議員の再質問に対してお答えをいたします。

まず、財政強化策の問題でございますけれども、地方交付税とのシーソーゲームになるか

というお話でございます。基準財政需要額から基準財政収入額を引いた分は、地方交付税として手当てされるということ。そして、もし基準財政需要額が一定に保たれた場合、基準財政収入額が自助の努力でアップしたとして、それはそれだけで地方交付税は減るわけであり、それはおっしゃるとおりなんです。

それは理解しておりますが、私は自治体の運営におきまして、国の制度的な保障に頼るのではなくて、自主の権を打ち立てるという観点から経済的活力を高め、最終的には不交付団体を目指すべきだという考えを個人的に持っております。それに少しでも近づけていこうという、そうした努力をこれから継続的に行っていきたいということでもあります。また同時に、そうした町税の収入の増加といったことがあるということは、その背後に活発な民間の経済活動が付随しております。その民間の大きな経済活動にも、私は大変期待をいたしている次第であります。

もう少し具体的なプランをというふうなことでございます。先ほど私が申し上げたのは、移住者、個々の移住者を投入したいということでございます。あるいは、これも初歩的なプランでございますけれども、町なかの一宮の住民の方で外で会社をお持ちの方、本社機能、本社の登記は一宮で行ってもいいと、そうしたご意向の方が複数いらっしゃることを、私は存じ上げております。そうした方々に、例えば一宮のほうで登記をお願いして、こちらで法人税をお納めいただくということも、一つのアイデアとして持っております。

いずれにしても、私は大きなプランを直ちに大きく広げて、そしてそれを個々の現実の中に落としていくというよりも、一つ一つ小さなプランを具体的・個別的に立ち上げて、そしてそれをつなげて大きな構図に持ち上げていくということ、私のスタイルといたしたいと思っております。そのあたりの具体的なことにつきましては、これから一つ一つ皆様にご案内を差し上げながら、進めていきたいと思っております。

それから2つ目、私自身の給与カットの問題でございます。

私自身、町長の交際費その他、公的な支出ですね。これとはまた異なって、私自身が政治家としてみずからの知見を蓄え正しい判断をするためにも、また正しく行動するためにも、一定の収入というものが必要でございます。これが一体どれぐらい必要なのか。そういったことについては、残念ながら今全く五里霧中でございます。私は法定で決められた法定の金額を受領して、それをフルに使ってそのあたりの見きわめをして、それから私自身の公給をそのまま受領するか、あるいはまた何らかの形を考えるかは、その先にまた決めたいと考えておりますが、現在のところでは減額の意向は全く持っておりません。

そして3つ目でございます。農業につきましてですが、よりもっと具体的な収入増の、農家の収益性がよくないということが根本原因であるということをもっと見据えて、きちっとした対応をとるべきだという再質問をいただきました。私といたしましては、直ちにこれをという具体策を、今、包括的な形で申し上げることはできないんですけれども、今後、先ほどおっしゃっていただいた広範な農業関係の皆様がお集まりになっていらっしゃる、この一宮町地域再生協議会、こちらは農業委員会、JA、長生土地改良区、おのおのの野菜出荷組合、果樹組合、生産者代表などが会員となっております。こちらで十分に検討して、議員の皆様、住民の皆様のご意見もよく耳を傾けながら、具体的な農家の応援のバックアップの政策を進めてまいる所存でございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

また、ジャンボタニシ、あるいは飼料米の問題なども踏まえて、国にこの農政のことで今後声を上げていくかといった再質問をいただきました。私も地域で何ができるのか、私どもの限られた権限の中で何ができるのか、皆様とご一緒に目標は一つだと思います。農家の皆様の収益をさらにアップしていく、これは目的は一つだと思います。その中でご一緒に精いっぱい取り組ませていただいた上で、国に要望することがあれば、さらに一層の要望をしていきたいというふうに考えます。

また4つ目の問題、国保税への法定外繰り入れの問題でございますが、先ほど申し上げましたとおり、私はこの問題には大変慎重でございます。確かに大変所得の低い皆様がお困りでいらっしゃるという、今のご指摘は私は胸に迫るものがございます。しかし一方で、この財政の運営といった非常に際どい問題もございます。私といたしましては、おっしゃられる趣旨は重々受けとめさせていただきますが、現在法定外繰り入れは考えていないということで、お答えを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） じゃ、感想を述べて終わらせていただきます。

今、るるご答弁いただきまして、大体馬淵町長の政治スタンスがわかったような気がいたします。これからの期待するところも相当あるだろうなというふうに思います。同時に国保の問題等については、なぜ表題に社会保障としてのという表題を入れたか。ここをよく見ていただきたいと思います。

特別会計で独立採算でやるというのは、先ほど町長が言われたように社保の人もいるから、これは当然そういう議論も出ます。しかしもうそういうような限度を超えているという認識

のもとに社会保障としての国保の扱いをとるべき。一番社会のセーフティネットにかかっている人たちよりも下に行っちゃう世帯がいっぱいふえる。そういう状況なんです。しかもそれは国保の平均世帯の方たちでそうなんです。そこをやっぱり見ていただきたい。

道路をつくったり、建物をつくったり、それは一部の人たちの利用じゃないかと言われても、いやそうじゃないですよと、同じような社会保障、一宮町の保障という中で考えていただきたいというふうに思います。これは、残念ながら答えは得られませんでした。

そのほか、報酬の問題についても、知見を広げるためにどのくらいお金がかかるかわからないからということの理由でありましたけれども、一応そういう姿勢だということが町民にわかったので、以上といたします。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間35分経過しましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時57分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

最後になりましたけれども、私の質問をよろしく願いたします。

3問ありますが、1問ずつ区切らせてやっても、議長、よろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） それでは、今許可を得ましたのですから、3問ありますが、1問ずつやらせていただいて、私の一般質問としたいと思います。

まず一つは、選挙中におけることでございます。一つの例題があります。きょう私、持ってきたんですが、町の一宮町選挙管理委員会、一宮町明るい選挙推進協議会、行ってみよう選挙という、リーフレットこれ配られました。私の仕事上、グループホームを、子供のためのグループホームをやっています、実はことし、この参院選から3人の子供たちも選挙権を得たんです。ですからやはり選挙権を持つためには、やはり一人の保護者として、支援者

として子供たちに、そういった選挙のあり方について説明しなくちゃいけない。必ず選挙には行きましょうと。

そういったことで、これを子供たちに実際に見せる。見せた中で一番子供たちが気になるというか、思ったことは、選挙違反って何。お金をもらうことですか。何か文書を出すことですか。うそをつくことですか。いろいろ高校生から聞かれました。それは本を読んでくればいいよ。個人的な差があるんで、それはそれなりに子供たちと会話をしました。

今回、私は町長選挙が行われたことについてお話をしたいと思います。

言うまでもなく町長選挙は町のトップリーダーを選出する重要な選挙であり、公職選挙法に基づくフェアな選挙運動を行わなければなりません。私はその思いで、ことしの3月、議会での一つの文書について質問させていただきました。それに回答は出させてもらいました。しかし、選挙というものは、やはりどこかでそういった誤りがあったり、グレーゾーンであったものが急増してしまったり、いろいろなところに出てしまいます。私はそれを取り締まるのが、警察はもちろんそうなんですけれども、町の選挙管理委員会、そして県の選挙管理委員会ではないかと、私は思います。

ですので、私は町の選挙管理委員会がどこまでそこを指導できるのか。どこまで話し合いにすることができるのか。それについて質問していきたいと思います。これに当たってきょうは2つ出させてもらいます。

一つは文書の配布でございます。私は3月議会の中でブログにあった文書について質問しました。そのときは町の教育委員会のほうから話し合いに来ていただきました。今回もやはり選挙期間中、これは選挙期間というのは町長選挙であれば5月10日から5月14日、5日間、こういった中での文書の配布というのは、やはり選挙管理委員会からのシールの張った、その文書があちこちに出回るのは当たり前のことだと私は思っております。しかし、個人的な文書が回ってしまうのはどうなのか。その文書について選挙管理委員会はどのような対応をしたのか。私は公職選挙法142条、これは公平を確保するための選挙運動期間中に配布できる文書は、厳しく制限されているということでございます。こういった中での文書配布について、町選挙管理委員会の見解をお聞きしたいと思います。

もう1点、これは疑いのある併記といいますか、文書の中に書かれていることでありますが、これは町長にお聞きしたいと思っております。一宮町長選挙公報には、現職の馬淵町長は東京大学大学院、駒澤大学大学院修了と記載されています。しかし、町長本人が町選管に提出した学歴書には、最終学歴は東京大学大学院人文学科研究科中国哲学専門課程修士課程

単位取得としています。また、ホームページにおいても同様に、博士課程中退満期退学と記されています。いろいろな言い方もあるでしょうが、やはり我々一般町民は、そういった学歴に関して、皆さんがそれだけ知っているわけがありません。ああなるほどといった形でそれをうのみにするだけではないかと私は思っております。それについて、最終学歴は何が正しいのか。町長にお聞きしたい。

まず、その2点をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田 忍議員のご質問にお答えをいたします。

私の学歴でございますけれども、東京大学、駒澤大学大学院修了、これは私どもの後援会の資料あるいは選挙公報に記させていただいたものでございますけれども、これは修士課程の修了ということをあらわしております。東京大学、駒澤大学ともに大学院の修士課程を修了しておりますので、記載に間違いはありません。

博士課程単位取得退学というものは、これは修士課程が終わりました後、博士課程に、私どものころは博士課程というものだったんですけれども、この博士課程というものに入りますと、ここで修了に必要な単位が設定されております。それが20単位でございますから、この博士課程修了に必要な20単位を取得して退学したという意味であります。この東京大学から発行された証明書がございますが、課程修了に必要な20単位、博士課程で取得済みでございますので、単位取得退学という表現も間違いはないというものであります。

中途退学というのは、東京大学大学院人文科学研究科博士課程に4年在籍いたしました。うち2年外国に留学して休学をいたしておりましたが、その後1988年に修業年限3年を満たさずに2年の修業で中途退学したということでありまして。これも正確な記載でございます。

したがって、袴田議員からご指摘いただいた、私の学歴に関する記載は複数ありますんですけども、いずれも正確なもので虚偽ではありません。なお、私の町のホームページに掲載してあるものでもう一つ、駒澤大学大学院人文科学研究科博士後期課程に関して、満期退学という表現がございます。これは、博士後期課程修了に必要な修業年限、これが3年なんですけれども、それを超えて、私の場合4年在籍して退学したということでありまして。これも正確な記載で虚偽ではございません。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 大場選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大場雅彦君） それでは、袴田議員の文書の配布についてお答えします。

3月議会で答弁いたしましたとおり、ブログに掲載されている文書の一部が、事前運動に当たるおそれがある表現が見受けられたため、選挙管理委員会として公選法の条文を案内し、注意していただくようお願いいたしました。議会定例会の翌日、3月8日の午後、選挙管理委員会書記2名で後援会事務所へ伺い、ブログの内容について選管のこれまでの対応や、袴田議員の質問と答弁内容を、現馬淵町長本人に説明し、掲載内容については後援会で再度検討するとの返事をいただき、職員は帰庁してまいりました。

次に、政治活動に伴う議会議員の議会報告の点ですが、法第142条は選挙運動のために使用する文書図画、ビラ、通常はがきの枚数について規定しているものです。また、法第146条は、法第142条、143条の文書図画の頒布または掲示につき、禁止を免れる行為の制限について規定しているものです。禁止を免れる行為としての認定は、選挙運動の目的があったかどうかによって認定されます。選挙運動とは、特定の選挙において特定の候補者を当選させるために選挙人に働きかける行為とされております。

今回の選挙において候補者は3人ありました。頒布された議会報告については、元近藤町長及び前玉川町長の名前は掲載されていますが、馬淵候補と金子候補の名前は掲載されておらず、またどの候補者を推薦するというものも見当たらないことから、直ちに脱法文書としての認識はございません。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問させていただきます。

今、馬淵町長の答弁に対して再質問させていただきたいと思っています。

町長は記載の中に複数ありますという言葉がありました。それは中途退学であったり、満期退学であったり、修了ということに該当するんじゃないかなと思っております。実際私たちは、私も大学までは知っているんですけども、大学院の内容、修了過程が全くわからない部分がありますものですから、その部分に関しては町長がとられる学歴証明書、そういったものがあれば一番ありがたいなと思っているんですが、その学歴証明書というのをとることはできますか。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 全て証明書はとれます。私の手元に卒業証書その他残っているものも

あります。直ちに証明書がとれるものもございます。既に手元にあるものもございます。ですので、そういうものをごらんになりたいということであれば、確認したいということであれば、どなたにでも私はお見せする用意はございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 勝手な質問で申しわけございませんでした。それは、私だけが疑問に思っていることなのか、それともやはり、これは実は選挙前に戻ってお話をしたいんですが、選挙に絡んできますと色々な学歴とか何かはかなり重くのしかかってくる部分があると、私思ったものですから、やはり学歴をとっていただいて、町長の証明するものがきちんと出ているのであれば、私はそれでよろしいかなと思っておりますので、証明を見せていただければというのであれば、私はそれはブログなり何かに出していただければ非常にありがたいなと、そう思っております。

じゃ2問目いいですか。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○8番（袴田 忍君） 2問目にいきます。

これは、2問目、3問目は先ほど8名ほどの議員さんのほうから質問されていた中での部分と重なる部分がありますが、私は私なりに質問していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

保育所整備についてなんですが、今既に進んでいる待山地区の一宮保育所についてお伺いしたいと思います。

町長本人が選挙公約にもあったことですが、一宮保育所の移転について、私は引き返すのか、計画に基づいて進めていくのか、簡単でございますが、再度確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田 忍議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げたことの重複になりますけれどもお許してください。

一宮保育所の施設整備問題につきましては、私このお役につく前の考えといたしまして、後援会のニュースに公表をさせていただきました。責任者の立場につきましたら、戻れる段階なのか否かをよく調べまして、戻れる段階であれば住民の皆さんに現行案を推進するか、撤回するかについて意向調査を行わせていただく。そして議会に諮って決定するということがであります。一方、もしこの精査の結果戻れない段階でありましたら、現行案を失敗しない

ように進めるというのが私の考えでございます。

現在、町長の立場につきまして、そして調べてみますと、全体といたしまして手続上の問題など、改善すべき点が確かにあったと私は判断をいたしております。しかし、現行案につきまして、議会がそうした点に関する問題提起を踏まえた上で、最終的に承認を与えてございます。大きな問題はほぼ全て議会による承認を経ています。その手続上の正当性に問題はないと私は判断をいたしております。したがって、現在私といたしましては、現行案を進めて失敗のないように誘導していくということが、暫定的な基本姿勢であるわけであります。

しかし、これも重複でございますが、私は新たに責任者となったものでございます。当該問題についていまだ十分に全ての領域について精査を行えておりません。今後、1カ月程度の時間を費やしまして、全ての問題について自分なりの認識を確立した上で、最終的な態度を決定したいと考えている次第でございます。

この私が精査する過程で、何らかの重大な問題を発見した場合には、速やかに議会の皆様、住民の皆様にお諮りをして、最終的な対応を決めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） これに関しては、藤乗議員さん、それから藤井議員さんのほうからかなり質問等も出ていました。やはり進めていくという町長の判断もあり、この耳で聞きましたもんですから、私はそれでよろしいかなと思います。

ただ、要望という中では、やはり今若いお母さん、子育てをしているお母さん方は、やはり保育所を安全なところに移動していただいて、そこで十分な保育をしていただきたい。やっぱりそれは皆さんが願っていることですので、やはり町長、町としても、行政としても力を入れてやっていただきたいなと思っております。

1点だけここに、ちょっとひっかかるんですけども、1カ月程度の時間を費やし、問題があればそれなりにまた考えていきたいというのがあったんですが、僕は、1カ月程度時間を費やすことも結構です、何も問題のないものであって願いたいなと私は思っています。そういう状況の中で進めていただければありがたいなと思っております。

じゃ3問、よろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 3問は、これも先ほど畑場議員さんとちょっとダブってしまっている気がするんですが、でもちょっとニュアンスが違いますのでお話しさせていただきます。

町長給与の削減と町民提案事業について。新町長は、玉川町政のよいところは積極的に引き継ぐと発言しています。前町長は在任中給料を20%削減し、それを財源として町民提案事業を実施してきました。この町民提案事業の中から、子育て支援サークル、ファーマーズマーケット、町の歴史を調査研究する団体など、数多くの住民主体のまちづくりの活動が生まれ育ってきました。

そこで、給与の削減と町民提案事業について、馬淵町長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田 忍議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、私は法的に決められた報酬額を受領し、それに見合うだけしっかりと働こうと考えております。

町民提案事業につきましては、町内にある各種団体を育てることを目的に始まりまして、ことしで8年目を迎えております。今年度新規事業を募集いたしましたが、応募団体がないという状態でありました。担当課とも協議をいたしましたが、この事業も過渡期を迎えているという認識を持っております。現在活動中の町民提案事業につきましては、終了時まで実施し、来年度からの新規募集は中止し、次なる事業を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 簡単な再質問でございますけれども、馬淵町長、馬淵町長自身はこういった事業に関して新しいものが頭の中にありますか。全くの白紙ですか。白紙で何も、今後ともないということですか。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私現在のところ、今後私の個人的なイメージです。先ほどから申し上げておりますように、私は個人的イメージというのを、プランというのは持っても、それを直ちに推し進めるという気はないわけでありまして。やはり現場とよく協議して、現場に適合的なものに直していくということでありましてけれども、現在のところの初期的なプランとしては、町が補助を差し上げてそれを使いながら、自分たちの事業の形をつくっていただき、最終的には町の補助から離れて、自立して行っていただける。そういった住民の活動といっ

たものをこれからサポートしていきたいという気持ちを持っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私は新規事業であつたり、やはり活性化のためには、人が動く、人が見える場所にいるということが、僕は町の活性化だと思っているんですね。ですからこういった町民提案事業であるとか、やっぱり自主的な団体の活動である、それはやっぱり行政としても支援していかなくてはいけないんじゃないかなと思います。これは人の動きを見るためにも、絶対必要だと思いますので、何らかの枠組みをつくってくればありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（島崎保幸君） よろしいですね。

以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明をいたします。

議案つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

第1条は、一宮町税条例の一部改正でございます。

第1条の規定による主な改正は6点ございます。1点目は、延滞金の計算期間の見直しでございます。第19条、第43条、第48条、第50条に関するもので、国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じて、個人住民税及び法人町民税ついて、納税者が申告書を提出した後に、税額が減少される申告書を提出し、その後税額がふえる修正申告書を提出したときは、

この修正申告書を提出した日までの期間、これを延滞金の計算の期間から除くなどの改正をするものでございます。

2点目でございます。法人税率の改正でございます。

第34条の4に関するもので、法人税割の税率を100分の9.7から100分の6.0に改正するもので、平成29年4月1日以降に対する事業年度から適用するものでございます。

3点目は、軽自動車税に環境性能割と種別割というものをおつけするものでございます。

環境性能割といいますのは、第80条から第80条の8、それから附則第15条の2から第15条の6に関するものでございます。軽自動車に係る取得税が平成29年3月31日で廃止されることに伴い、新たに導入されるものでございます。三輪以上の軽自動車の取得者が環境性能割の納税義務者でございます。課税標準は軽自動車の取得価格で、その価格が50万円以下の場合には課税されないこととなっております。

税率につきましては、低排出ガス及び燃費性能にすぐれた環境負荷の程度に応じまして、自家用車では1%から3%が適用されるものでございますが、当分の間は2%を上限といたします。なお、軽の電気自動車、電気により走る軽自動車または一定の天然ガス軽自動車につきましては非課税でございます。

まずは当分の間、賦課徴収それから減免に関しての事務は県が行うこととしております。

第80条、第82条から第91条につきましては、種別割を導入することに伴う字句の改正等、所要の規定の整備を行うものでございます。

4点目は、医療費控除の特例の創設でございます。

附則第6条に関するもので、特定健診や人間ドックなど、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行っていることを条件に、一定の医薬品の購入金額が、年間で1万2,000円を超えた場合、医療費控除ができる特例として追加されたもので、適用期間につきましては、平成30年度から5年間でございます。

5点目は、わがまち特例の割合を定める規定でございます。附則第10条に関するもので、新たに再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充しまして、太陽光発電設備それから風力発電設備につきましては、課税標準に3分の2を乗じる。中小水力発電設備と地熱発電設備、またはバイオマス発電設備につきましては、課税標準に2分の1を乗じる特例としてございます。

この特例につきましては、最初の設置から最初の3年間は地方税で規定されておまして、その適用期限を町の条例で2年間延長する規定でございます。

6点目は、軽自動車のグリーン化特例の適用期限を1年延長するものでございます。附則第16条に関するもので、平成27年度から導入されているこの制度を、もう1年延長するものでございます。

次に、第2条の改正でございます。議案つづりの11ページをごらんください。

第2条の改正につきましては、平成26年4月1日に施行された一宮町税条例等の一部を改正する条例、その一部を改正するものでございます。これにつきましては、軽自動車税の種別割導入に係る字句の改正と所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第3条の改正でございます。議案つづりは12ページでございます。

第3条の改正は、平成27年3月31日に施行された一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。旧三級品紙巻きたばこ税、これが平成28年4月1日から平成31年までの各年の4月1日に段階的に引き上げられることとなります。これに伴いまして、平成28年4月1日に手持品課税が行われます。その様式等の改正を行うものでございます。

以上で、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第8、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を

改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明いたします。

議案つづりの16ページをお開きください。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この条例は、一宮町国民健康保険税賦課徴収条例、これは昭和32年一宮町条例第3号でございますが、の一部を改正するもので、課税限度額の引き上げ及び課税軽減措置に係る軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

まず1点目の課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に改め、合計を85万円から89万円に引き上げるもので、これは第2条の改正に係るものでございます。これは、国保加入者の所得水準が伸びない中、高齢化などで増加する医療費に対応するため、課税限度額を引き上げ、高所得者の負担を多くして中間所得者層の負担を緩和するものでございます。

2点目の課税軽減措置に係る軽減判定所得の引き上げでございます。これにつきましては、国税の低所得者に対して所得に応じ均等割及び世帯割、世帯平等割を7割、5割、2割、軽減する措置を行っております。今回の改正では、軽減判定を行う上で、世帯内の被保険者数に乘じる金額を、5割軽減では26万円から26万5,000円にし、2割軽減では47万円から48万円にそれぞれ引き上げるもので、こちらは21条に関するものでございます。

以上で、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 承認第2号について、反対討論をいたします。

本専決処分は、5割軽減、2割軽減世帯の基準所得額の引き上げという改善点はありますが、一般的な税構造上の所得累進性から見れば、公益割が強い仕組みを持っている逆行したものであり、その改善は図られていないということが言えると思います。課税上限額アップの条例は、一見高額所得者から税収を得るように見えますけれども、実態はそうではありません。一般庶民の営々たる収入増の努力にもさらなる増税を課すという点で認められない専決処分であり、反対をいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

一宮町国民健康保険は加入者の年齢構成が高く、また所得水準が低い国保の構造的な問題は、増加する医療費に対し厳しい対応をせざるを得ない状況にあると言えます。

本改正は、低所得者に対する軽減措置を拡充するとともに、高所得者の限度額を改め、さらに中間所得者の負担がこれ以上ふえないようにしたものであります。ゆえに、高所得者には負担増で協力を求め、所得に対する保険の負担割合を考慮したと言える本案は、国民健康保険制度を維持する上で適正な改正であると判断し、本案に賛成をするものであります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、承認第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、承認第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明いたします。

議案つづりで、18ページでございます。

本件は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、附則第4項に追加の規定をする必要が生じたことから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成28年4月1日前に固定資産の価格等を登録した場合の公示、または通知をした場合で不服申し立てがされたときは、行政不服審査法の施行に伴う改正前の固定資産評価審査委員会条例の規定を適用する追加規定でございます。

以上で、承認第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第10、承認第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第11、承認第4号 一宮町市街地集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案つづり20ページをごらんいただきたいと思います。

承認第4号 一宮町市街地集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の専決処分につき承認を求めることについて。

一宮町市街地集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を下記のとおり専決処分に付したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

本件につきましては、老朽化に伴う施設取り壊しが3月に完了したことにより、廃止したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第11、承認第4号 一宮町市街地集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（島崎保幸君） 日程第12、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案つづり21ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成27年度一宮町一般会計補正予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

22ページをお開きください。

こちらが27年度から繰り越した繰越明許費の精算書となっております。総務費7事業、民生費2事業、合わせまして9事業、合計1億6,718万8,000円が決定した繰越額となっております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案つづり23ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について。

平成28年度一宮町一般会計補正予算（第1次）を別紙のとおり提出するものです。

24ページをお願いいたします。

平成28年度一宮町一般会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,159万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,159万7,000円とするものでございます。

1,159万7,000円の内訳を歳出からご説明いたします。

30ページ、31ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費につきましては、社会保障・税番号制度関連事業となっております。健康管理システムの改修、最後の改修でございます。委託料で21万6,000円でございます。

次に、集会所等改修費補助事業、こちらは釣区の集会所の補修工事に伴いまして、事業費の2分の1を補助するものでございます。

その下のコミュニティ助成事業につきましては、自主防災組織備品購入。こちらは平成27年中に要望してあったものが、今年度に入り交付決定となったものでございます。これは矢畑区でございます。

続きまして、統計調査費につきましては、経済センサス活動調査の増額の決定があったものでございます。

次に、児童福祉費につきましては、埋蔵文化財の調査委託料でございます。文化財保護法で義務化されております報告書を作成するものでございます。出土するものにより報告書のレベルが変わってくることから、当初予算で見込めなかったものでございます。549万9,000円でございます。

最後に、農業費につきましては、経営体育成支援事業補助金であります。こちらは金融機関から融資を受けて機械を購入する場合に、融資残の10分の3を補助するというものでございます。今回はトラクターとコンバイン購入に当たりまして、合わせまして357万円の補助でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

28ページ、29ページをお願いいたします。

国庫補助金につきましては、システム改修、社会保障・税番号制度システム改修の事業費21万6,000円の3分の2の補助でございます。

県補助金につきましては、経営体育成支援事業、トラクター、コンバインの補助金でございます。

県支出金の委託金につきましては、経済センサス活動調査委託金の増額でございます。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金を充てるものでございます。

最後に諸収入、雑入につきましては、コミュニティ助成事業の助成金となっております。

歳入歳出それぞれ1,159万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ただいまご説明のありました項目の中で、児童福祉施設費に当たる埋蔵文化財調査委託料、これについて何点かご質問いたします。

これまでこの保育所用地のことについて反対の立場でいろいろ質問も出してきたわけですが、一旦これと離れて、補正予算のあり方という点で質問したいと思いますが、まず埋蔵文化財そのものの面積についてなんですけれども、保育所用地約8,000平米ということですが、この中の確認調査の結果からどれほどの面積のものが埋蔵文化財の、実際に埋蔵されているとされる面積であったのか。庭園ですね。

2つ目としまして、発掘調査の対象となった面積そのものはどれだけであったのかということ。

3つ目としまして、保育所の事前の設計があったと思いますが、それからこの埋蔵文化財の最初の、1番目にお聞きしました面積のうちのどの程度が発掘の対象となるかということが、どのくらいの割合かという程度で構いません。ということ把握されていたのかということ。

4点目としまして、私、説明の中でお聞きした中では、この調査報告に係る経費としては、標準的にはこの規模であれば1,000万円程度あるいはそれ以上になる可能性がある。また別の説明の中では1,000万円から2,000万円というふうにお聞きしたこともございました。この標準的にはということが、埋蔵文化財の発掘調査を県内でされている機関のご意見ということでお聞きしておりますが、この想定される対象面積から、この1,000万円という金額は、全体を、最初の埋蔵文化財の面積、1番で聞きました、それを発掘した場合の金額であるのか。あるいは対象となるその中の何割程度か、ただいまお聞きしました3番ですけれども、その部分を発掘した場合の想定される標準的な金額というのは、この1,000万円ということなのかということをお聞きします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） まず、藤乗議員さんの1点目の調査対象のほうの面積はどのくらいだったかということでございます。今回の発掘調査の調査対象は1,200平米でございます。それと、全体の対象面積としては、ちょうど待山地区の敷地7,987平米が対象面積でございます。

今回、その建物の施工部分ということで、当初予定していました1,200平米で、上層の調査を行ったものでございます。ですから割合としては7分の1ぐらいかと思います。

それと4点目の標準的な経費であったのかということでございますが、これにつきましては、上層の1,200平米、これに対する標準的な経費で試算をされたものでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） そうしますと、確認させていただきたいんですが、保育所用地約8,000平米のほとんどが埋蔵文化財が埋設されているというふうに考えられるエリアだと、そういうことだというような説明と確認しましたが、それでよろしいんですか。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでよろしいです。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） では、それに伴いまして、もう1点お聞きしたいんですが、その形で、ある程度の金額の想定というのはされていたということにもかかわらず、本来新年度予算に上げるべき、3月の議会におきまして新年度予算に上げるべき予算というものが含まれていなかった。というのが、先ほどの大場課長のお話では、よくわからなかったので組めなかったというようなご説明でありましたが、あくまで概算ではありますが、想定としてそういったものがあったということですので、組んでいなかったということ自体が間違いではないかと思うんですね。ある程度組まなかったのは、なぜでしょうということをお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） これにつきましては、3月の議会の中でもご報告いたしておりますが、金額的なものが本当に概算経費でしか把握できなかった状況でしたので、あくまでも発掘調査の中で、それが標準的な経費で済むのかどうかははっきりわからないといった中では、発掘調査を行った上で、正確な数字で補正をさせていただきたいということで、議会でご説明をさせていただいた経過がございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） いいですか。

○7番（藤乗一由君） はい。

○議長（島崎保幸君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） それでは、本補正予算に反対するものとして、意見を述べさせていただきます。

私はこれまで一宮保育所移設計画の中で、移設用地に係る問題点を、事業に対して問題点を指摘し、事業に対して反対してまいりました。反対の立場で来ましたが、今補正予算に関しましては、これとかかわりはあるものの、これとは一旦離れた立場で補正予算のあり方、町事業の計画性の視点から、以下のように述べさせていただきます。

今回の補正予算では、その中に含まれている埋蔵文化財調査委託料549万9,000円は、事前に想定可能な経費を概算ではあっても提示することができたものです。それでありますから、本来は3月の第1回定例会におきまして、平成28年度、新年度予算として提示すべきものであります。当初標準的な規模とされた想定金額から算定可能な金額を予算組みしてしかるべきであったものです。

その上で、今6月議会におきまして、減額ないし追加補正とするべきであったものです。本来決定すべき当初予算を計上せずに、予定されている事業を進めるというのは、計画性がないと言わざるを得ません。こうした無計画ともされかねない事業の進め方に問題ありとして、本補正予算に反対するものです。今後、このような事業推進に陥ることのないことを望みます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

一般会計補正予算について、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算1,159万7,000円は、事業採択が正式になされた矢畑区のコミュニティ助成事業、釣区の集会所耐震改修補助金、その他農家の機器購入に対する支援事業など、町民生活に密着した事業のほか、一宮こども園予定地で実施された埋蔵文化財調査の報告書作成費用が主な内容となっております。

先ほど一宮こども園の関係からから反対討論がございましたが、今回補正予算に計上され

た報告書作成経費は、埋蔵文化財保護法に定められた義務的な事業であります。町長も先ほどの一般質問で、現在のまま進め、失敗のないようにしていくと答弁されたところでございます。今回の補正予算は住民にとってどれも必要不可欠なものと考え、賛成するものです。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第14、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 人権擁護委員のご推薦についてご説明を申し上げます。

推薦をさせていただきたい方は、一宮町一宮9264番地の3、中ノ谷和恵さんでございます。生年月日は昭和29年7月4日でいらっしゃいます。

中ノ谷さんは、長生郡市において33年間、小学校教員として勤務をなさり、平成22年3月に退職をなされました。また、現在千葉県学習サポーター及び一宮町サタデースクール支援員としてもご活躍をされております。人格、識見ともにすぐれた方と判断いたしております。

現在委嘱されている河野久代委員がこの9月で任期満了となることに伴い、ご推薦を申し上げます。任期は、平成28年10月1日からの3年間でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。中ノ谷和恵さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(島崎保幸君) 起立全員。よって、本議会の中ノ谷和恵さんに対する意見は適任と決しました。

日程追加のため、30分程度休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時28分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長(島崎保幸君) お諮りいたします。発議案第1号及び発議案第2号を日程第15及び日程第16として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。よって、日程第15及び日程第16を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第15、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤です。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。
平成28年6月24日提出。

提出者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

裏面を見ていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

中身については、午前中の請願理由で申し上げるのと同様ですので、少し省かせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

中は省略させていただいて。よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月24日。

千葉県一宮町議会議長、島崎保幸。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、馳 浩様、総務大臣、高市早苗様。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第16、発議第2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤です。

発議第2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成28年6月24日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教えるという重要な使命を負っています。

以下、また請願理由で説明したのと同様ですので、省かせていただきます。平成29年度に向けての予算の充実をお願いしますということで、7項目の予算要望をしてあります。

それから、その下にいきまして、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月24日。

千葉県一宮町議会議長、島崎保幸。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、馳 浩様、総務大臣、高市早苗様。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、発議第2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 4時36分